第２期

長浜市
子ども・子育て
支援事業計画

令和2年3月 長浜市

～笑顔で子育てできるまち
子どもの笑顔が広がるまち　長浜～　をめざして

このたび、子育て支援を重点的に推進するため令和２年度から令和６年度までを期間とする「第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

長浜市では、平成 27 年３月に策定いたしました「第１期長浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の受け皿の整備や就学前児童の教育・保育サービスと地域子育て支援の量的拡充と質の向上など、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してまいりました。この間、子どもの数は減少傾向である一方、女性の就業率の増加や就業形態の多様化等により、保育等の利用ニーズは増大・多様化しています。令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、子ども・子育て支援を取り巻く状況は大きく変化していることに加え、近年では「子どもの貧困」が大きな社会問題として認識されてきているところです。

本計画は、第１期計画からの大切にしたい考え方「子どもの幸せ、子どもの視点に立った取組を進める」と「子育ての『質』の確保・向上に向けて施策を推進する」を引き継ぎつつ、基本的な３つの視点「すべての子どもが輝く」「家庭での子育て力を高める」「地域全体で子育てを応援する」を大切にしながら、「笑顔で子育てできるまち　子どもの笑顔が広がるまち　長浜」を基本理念とし策定いたしました。

さらに、長浜市ならではの特徴や課題を踏まえて、３つの重点施策として、「就学前教育・保育と放課後児童クラブの充実」「安心して子育てできる環境づくり」「子どもの育ちを応援する地域づくり」を掲げ取り組んでまいります。

これらの施策を進めるにあたっては、行政のみならず、市民・地域・事業者のみなさまとともに、市全体で取り組んでいくことが重要だと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「長浜市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民のみなさま、ヒアリング調査にご協力いただいた子育て支援団体のみなさまや関係者のみなさまに心から感謝申しあげます。

令和２年３月

長浜市長　　藤井　勇治

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　子ども・子育て支援をめぐる近年の動向 2
３　計画の位置づけ 3
４　計画の期間 4

第２章　長浜市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題 5
１　人口動態等の現状 5
２　幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の現状 12
３　第１期子ども・子育て支援事業計画の達成状況 14
４　子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析 17
５　団体等ヒアリング調査の結果まとめ 22
６　大切にしたい考え方と基本的な視点 24

第３章　計画の基本的な考え方 26
１　基本理念 26
２　第２期子ども・子育て支援事業計画 施策の体系イメージ 27

第４章　施策の展開 28
重点施策１　就学前教育・保育と放課後児童クラブの充実 28
重点施策２　安心して子育てできる環境づくり 37
重点施策３　子どもの育ちを応援する地域づくり 44
基本目標１　家庭における子育てへの支援 49
基本目標２　子どもの健やかな発達を促す教育・保育の提供 53
基本目標３　すべての子どもの育ちを支える体制の整備 58
基本目標４　子どもの育ちを支える地域環境の整備 63

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込と確保方策 69
１　教育・保育提供区域の設定 69
２　教育・保育給付認定 69
３　量の見込と提供体制の確保の内容 70

第６章　計画の推進に向けて 82
１　推進体制 82
２　計画の点検・評価 82

資料編 83
１　国の動き～子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度～ 83
２　長浜市子ども・子育て支援事業計画における実績と見込量一覧 84
３　包含する計画と各施策の関係 86
４　用語集 87
５　策定経過 96
６　長浜市附属機関設置条例（抜粋） 97
７　長浜市子ども・子育て会議規則 98
８　委員名簿 99

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業が展開されてきました。しかし依然として出生数の減少が続いていたことなどから、平成 24 年には「子ども・子育て関連３法」が制定され、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善が図られました。この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、就学前教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが示されています。

長浜市では、平成 27 年３月に「長浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進し、待機児童の解消を図るため、サービスの提供体制を整備するとともに、多様なニーズに対応した子育て支援を図るため、地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービス等を充実させてきました。

しかしながら、女性の社会進出や核家族化の進行等を背景として、就学前教育における乳児や長時間保育及び小学生児童が放課後を過ごす場のニーズは年々高まっており、本市において待機児童が発生しています。また、令和元年 10 月より開始された幼児教育・保育の無償化によって、幼稚園・認定こども園短時部希望者が保育所・認定こども園長時部を希望する動きが顕著になり、さらなる待機児童の発生が懸念されます。

「第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、第１期計画の評価を踏まえ、国で新たに策定された「新・放課後子ども総合プラン」や、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、幼児教育・保育の無償化の実施等を定めた「改正子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正に伴い、策定するものです。

本計画では、第１期計画に引き続き、教育・保育サービスの量と質の確保に努めます。「量」については、今後さらに増大が見込まれる保育ニーズに対応するため、適切な確保に取り組みます。「質」については、複雑・多様化している子ども・子育て家庭をめぐる状況などを適切に把握するとともに保育士等の確保に努め、きめ細やかな対応やサービスの提供を図ることによって、「長浜市で育ってよかった」「育ててよかった」と、子どもの笑顔も親の笑顔も広がるような、一体的な子育て応援のまちづくりをめざします。

2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

第１期計画策定後の子ども・子育て支援をめぐる主な動向は次のとおりです。

幼児教育･保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月８日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）を踏まえ、平成 30 年 12 月に「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」によって関係閣僚合意がなされました。

これらに基づき、令和元年５月 10 日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月より、３歳から５歳児クラスのすべての子どもたち及び住民税非課税世帯の２歳児クラスまでの子どもたちの教育・保育施設、一時預かり事業等の利用料が無償化されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、国では、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年６月に策定されました。また、平成 29 年 12 月に定められた「新しい経済政策パッケージ」により、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年（令和２年）度末までに実施することとされました。

さらに、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、「改正子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正（平成 30 年３月 30 日告示・４月１日施行）が行われました。

新･放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿拡大や質の向上を図るため、国では、平成 30 年９月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、 女性就業率の上昇を踏まえ 30 万人分の受け皿整備を 2023 年（令和５年）度末までに実施すること、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の運営を全国で１万か所以上設置すること、新規開設の 80%以上は小学校内の余裕教室を活用することとされました。

児童福祉法等の改正による社会的養育に関する抜本的な改正

国は、すべての児童の健全育成のため、児童虐待の発生予防から自立支援に向けた一連の対策について、さらなる強化を図るため、近年、児童虐待防止法を２度改正しました。平成 28 年改正では、児童福祉法の理念が明確化され、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置が求められています。令和元年改正（令和２年施行予定）では、子どもの養育に携わる人全般を対象に、しつけ名目での体罰の禁止が明文化されました。「体罰」の定義は、今後、指針やガイドラインなどによって、具体的に示される予定です。また、児童相談所の体制強化及び設置推進、関係機関における連携強化等の措置等が求められます。

子どもの貧困対策に関する動き

国では、令和元年 11 月に、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や重点施策等をとりまとめた新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱の目的・理念では、「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。」「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。」とされています。様々な要因による経済的困難が子どもたちの健やかな成長を妨げることがないよう、また、貧困の連鎖を生み出すことのないよう、子どもの貧困対策に向けた取組が求められています。

3 計画の位置づけ

（１）計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

（２）他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「長浜市総合計画」及び「長浜市地域福祉計画」の部門別計画と位置づけ、「新・放課後子ども総合プラン」「ひとり親家庭自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）」「子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）」を内包するものとします。

また、「健康ながはま２１」や「長浜市しょうがい福祉プラン」等に加え、「長浜市教育振興基本計画」「長浜市人権施策推進基本計画」「長浜市男女共同参画行動計画」等の各種関連計画との整合を図るものとします。

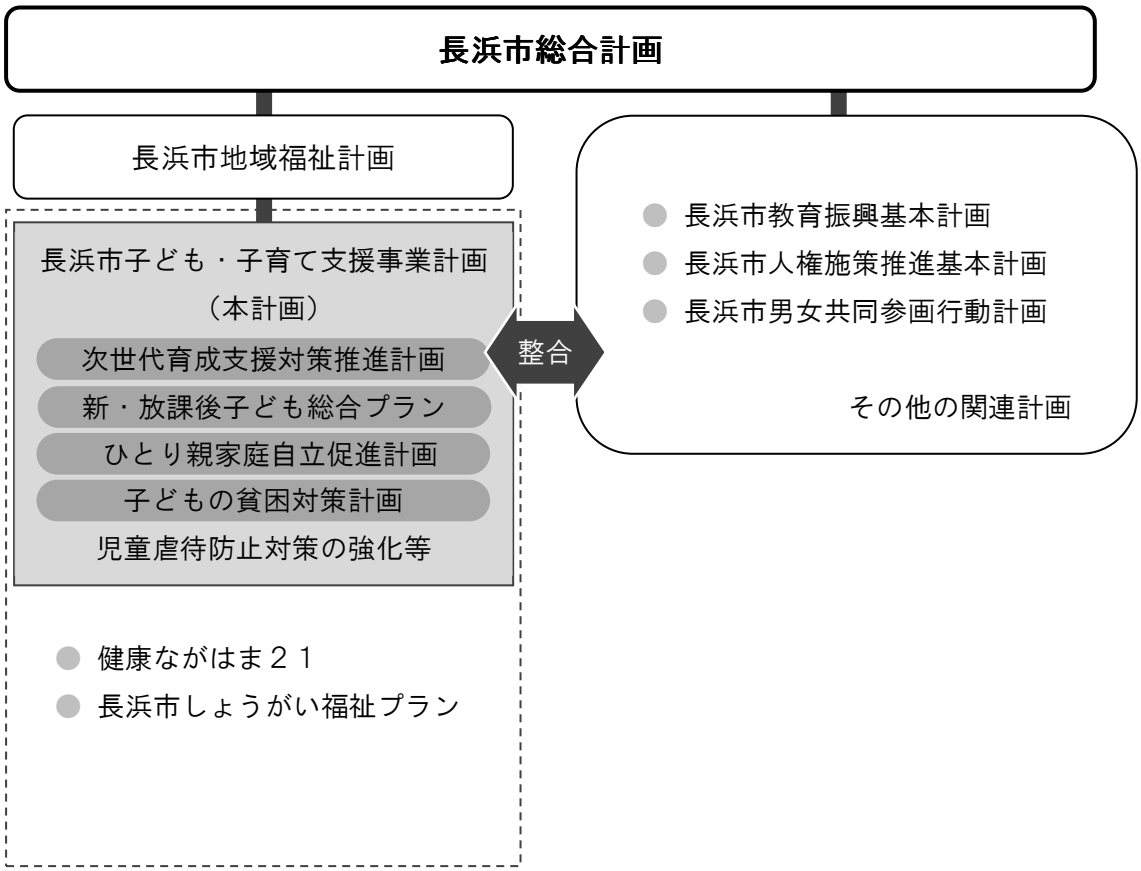

（３）計画の策定体制

本計画の策定に際しては、子ども・子育て支援に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）や、子育て支援団体等へのヒアリング調査（以下、「団体等ヒアリング調査」という。）を実施し、現状や課題、ニーズの把握に努めました。

また、計画の内容検討にあたっては、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される「長浜市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

計画素案については、市役所などの窓口やホームページで公開し、パブリックコメントの実施により、広く市民のみなさまからご意見を募りました。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画の最終年度である令和６年度には、計画の達成状況の確認を行います。

（年度）

平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第１期計画					第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				
			評価・見直し						

第２章　長浜市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

1　人口動態等の現状

（１）人口の推移

① 総人口の推移

総人口は、昭和 55 年より平成 17 年までの約 25 年間は微増傾向で推移していましたが、平成 17 年以降、減少に転じています。本計画期間中及びその後の将来人口についても減少が予測されます。

15 歳未満人口は、昭和 55 年より減少を続けています。平成 22 年から平成 27 年にかけての５年間で 2,000 人以上減少しており、将来人口も同様に、減少が予測されます。

【長期的な人口推移及び推計人口】

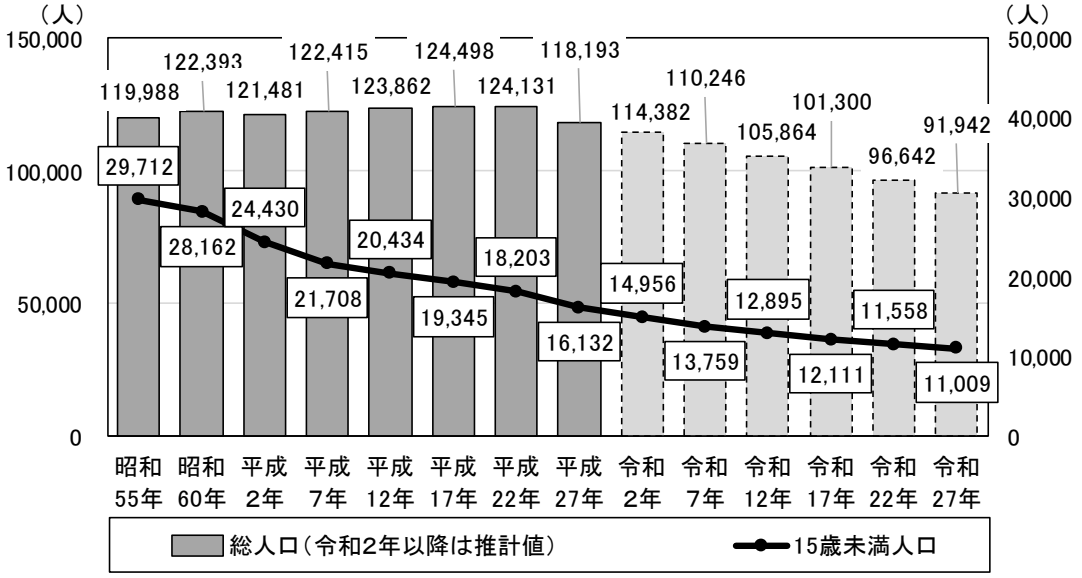

資料：国勢調査（昭和 55 年～平成 27 年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和２年～令和 27 年）
『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

② 年齢別人口の推移・推計

直近５年間の総人口の推移をみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて緩やかに減少しており、平成 31 年は 118,125 人となっています。また、年齢３区分別にみると、０～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は減少、65 歳以上の老年人口は増加を続けています。本計画期間中も、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加が見込まれます。

【第１期計画期間中の推移及び第２期計画期間中の推計】

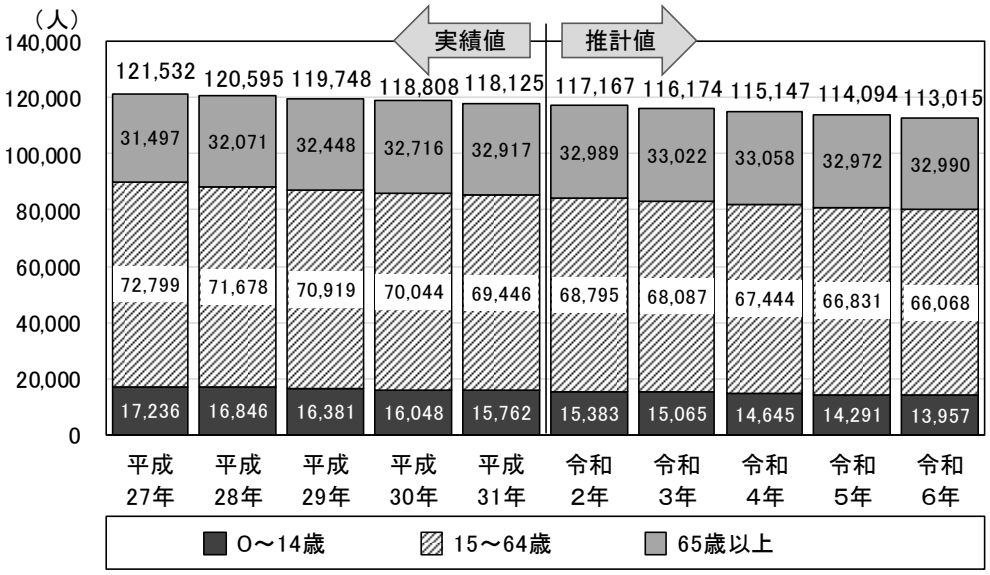

資料：長浜市住民基本台帳（各年４月１日現在）
※推計値は長浜市（子育て支援課）

③ 子ども人口の推移・推計

18 歳未満の子ども人口の推移をみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて減少しており、平成 31 年は 19,506 人となっています。本計画期間中も、いずれの年齢層も減少していくことが見込まれます。

【第１期計画期間中の推移及び第２期計画期間中の推計】

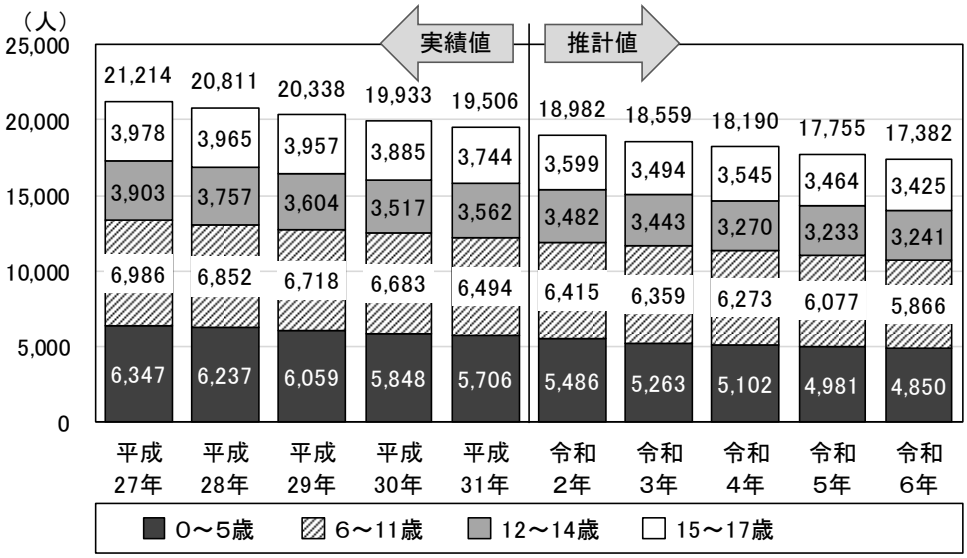

資料：長浜市住民基本台帳（各年４月１日現在）
※推計値は長浜市（子育て支援課）

④ 就学前児童数の推移・推計

就学前児童数は、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて減少しており、平成 31 年度は 5,706 人となっています。本計画期間中も、いずれの年齢も減少していくことが見込まれます。

【第１期計画期間中の推移及び第２期計画期間中の推計】

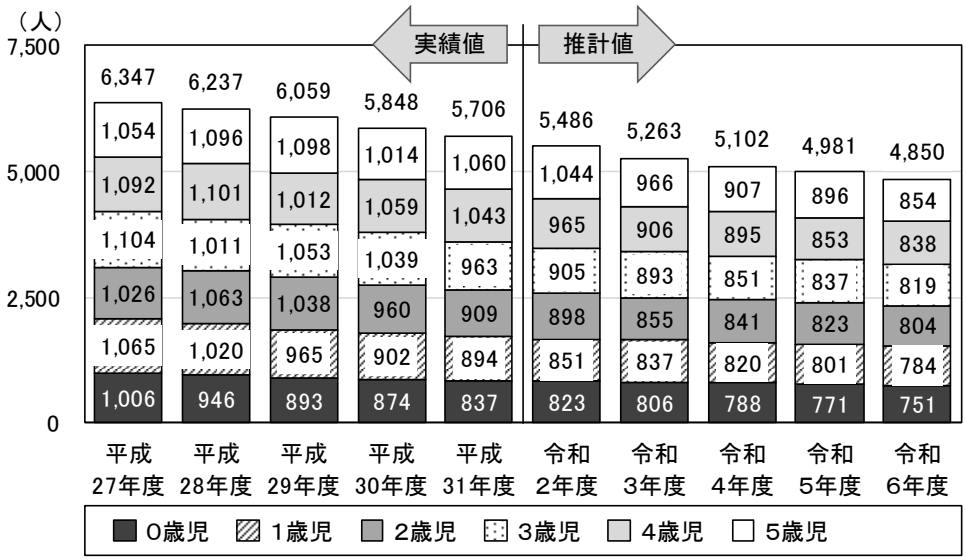

資料：長浜市住民基本台帳（各年度４月１日現在）
※推計値は長浜市（子育て支援課）

（２）出生の動向

本市の合計特殊出生率は、平成 25 年・平成 26 年は、国・県よりも高い水準で推移していましたが、平成 27 年以降、その値は低下し、平成 29 年では、県よりも 0.06 ポイント低くなっています。人口置換水準である 2.07 や希望出生率である 1.80 からは大きく下回っている状況です。

【合計特殊出生率の推移】

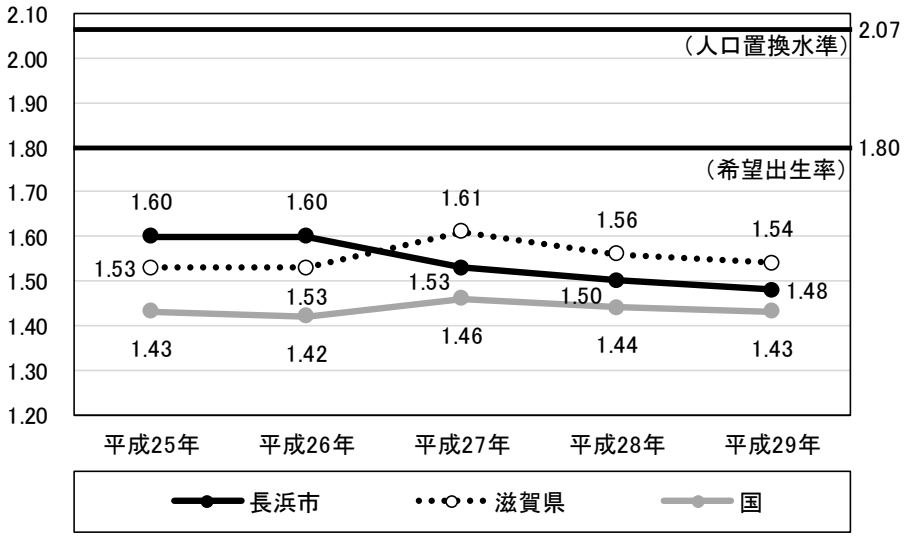

資料：国、滋賀県は人口動態統計、長浜市は長浜保健所

※合計特殊出生率…15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に産む平均の子ども数のこと
※人口置換水準……人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと
※希望出生率……若い世代における、結婚、妊娠、出産、子育て等の希望が叶うとした場合に想定される出生率のこと
国では、令和７年度までに「希望出生率 1.8」の実現がめざされている

（３）世帯の状況

① 世帯の推移

世帯数は、平成 12 年から平成 27 年にかけて約 3,800 世帯増加し、平成 27 年は 41,730 世帯となっています。核家族世帯数も平成 12 年から平成 27 年にかけて約 2,500 世帯増加し、平成 27 年は 21,953 世帯となっています。世帯に占める核家族世帯の割合は微増となっています。

【一般世帯・核家族世帯数等の推移】

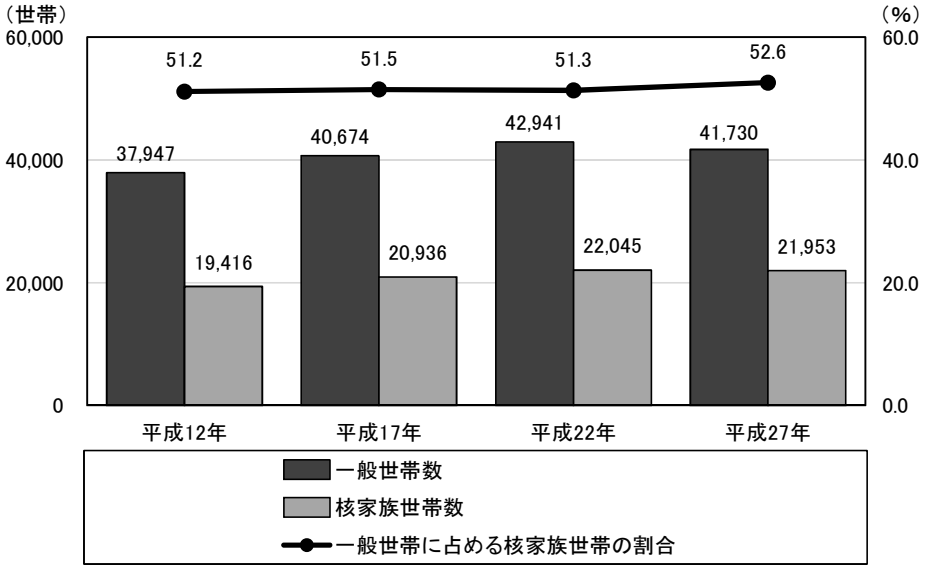

資料：国勢調査

② ひとり親世帯の状況

児童扶養手当の受給者数は、平成 26 年以降、1,060～1,070 人台で推移しています。児童数が減少する一方で、児童扶養手当の受給者数は横ばいとなっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

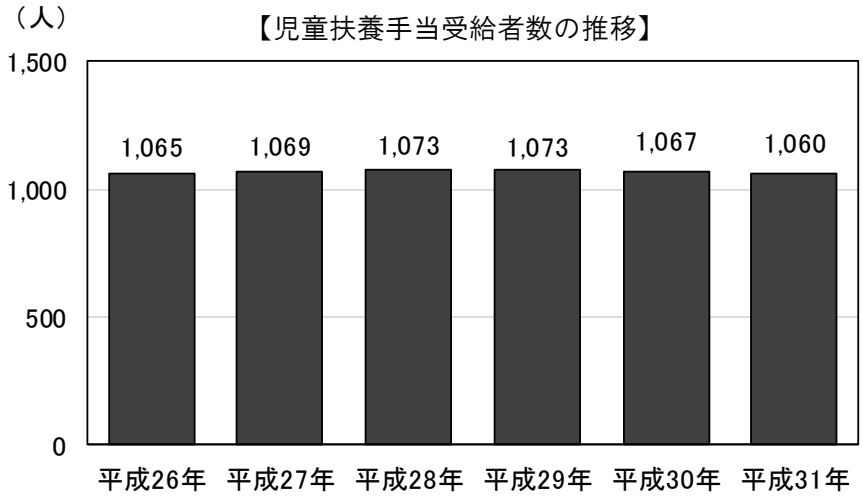

資料：長浜市（子育て支援課）（各年２月時点）

（４）自然動態及び社会動態

自然動態は、平成 22 年から平成 30 年にかけて死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

社会動態は、平成 22 年から平成 30 年にかけて転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。

社会減の増加幅は年々落ち着く傾向がみられるものの、自然減が加速傾向にあり、平成 29 年には自然減が社会減を上回っています。

【自然動態及び社会動態の推移】

（人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	1, 089	1, 148	1, 045	1, 087	1, 023	989	935	878	903
死亡数	1, 239	1, 336	1, 322	1, 278	1, 314	1, 332	1, 241	1, 379	1, 353
転入者数	3, 681	3, 596	3, 178	2, 868	2, 874	3, 054	2, 910	3, 081	3, 169
転出者数	4, 217	3, 998	3, 780	3, 499	3, 381	3, 438	3, 419	3, 422	3, 414

資料：長浜市（市民課）

【人口動態の推移】

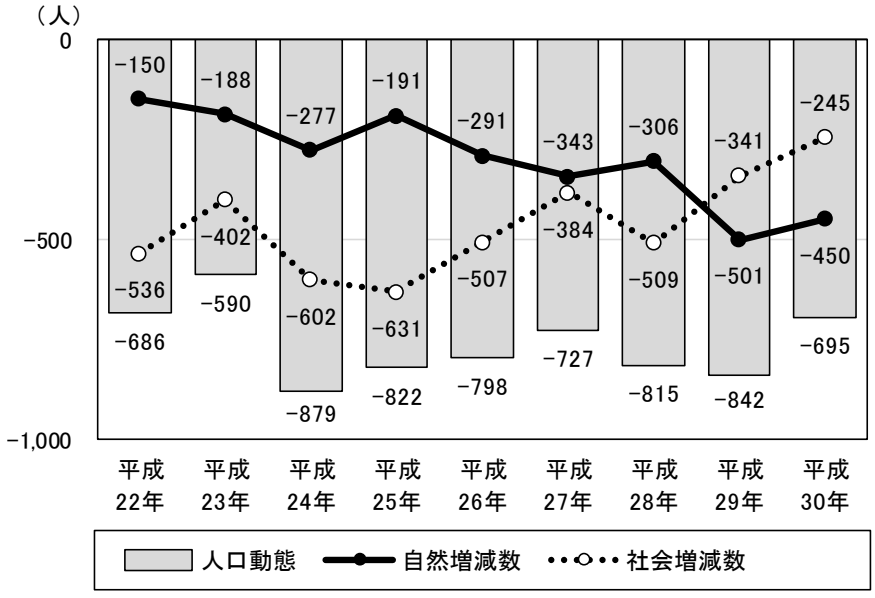

資料：長浜市（市民課）

（５）就業状況について

① 女性の年齢別就業率の状況

平成 27 年の本市の女性の年齢別就業率は、平成 22 年と比較すると、20～24 歳及び 85 歳以上を除くすべての年齢区分で上回っています。国と比較すると、80 歳以上を除くすべての年齢区分で上回っています。特に 30～59 歳の就業率が高く、M字カーブの落ち込みが小さくなっています。政府が掲げている「2022 年度までに 25～44 歳の女性就業率 80%」の目標に対して、長浜市では平成 27 年現在、73.7%となっています。

【女性の年齢別就業率（H27）の比較】

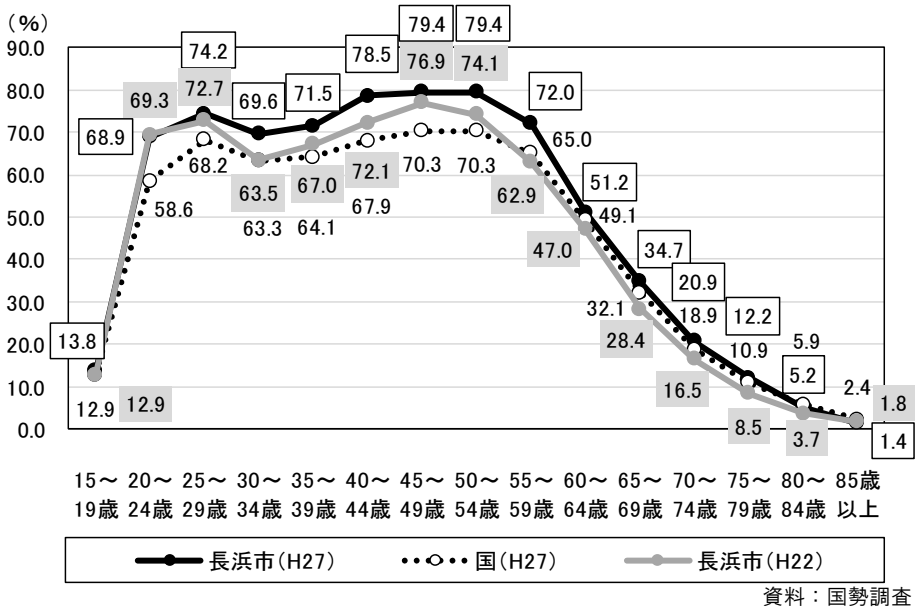

資料：国勢調査

② 女性の未婚・既婚別就業率の状況

平成 27 年の本市の女性の就業率を未婚・既婚別にみると、20 代・30 代において既婚が未婚を大きく下回っており、特に 25～29 歳では 28.7 ポイントの差がみられます。

【女性の未婚・既婚別就業率（H27）】

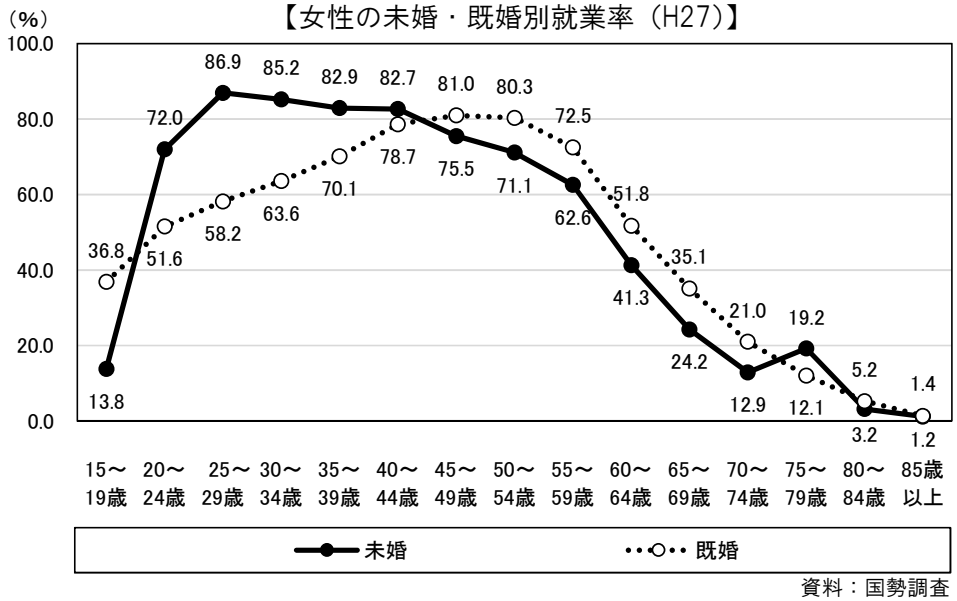

資料：国勢調査

※「既婚」とは未婚ではないということであり、「有配偶」「死別」「離別」をさす（厚生労働省より）

③ 共働き世帯の推移

子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しています。

【共働き世帯数等の推移】

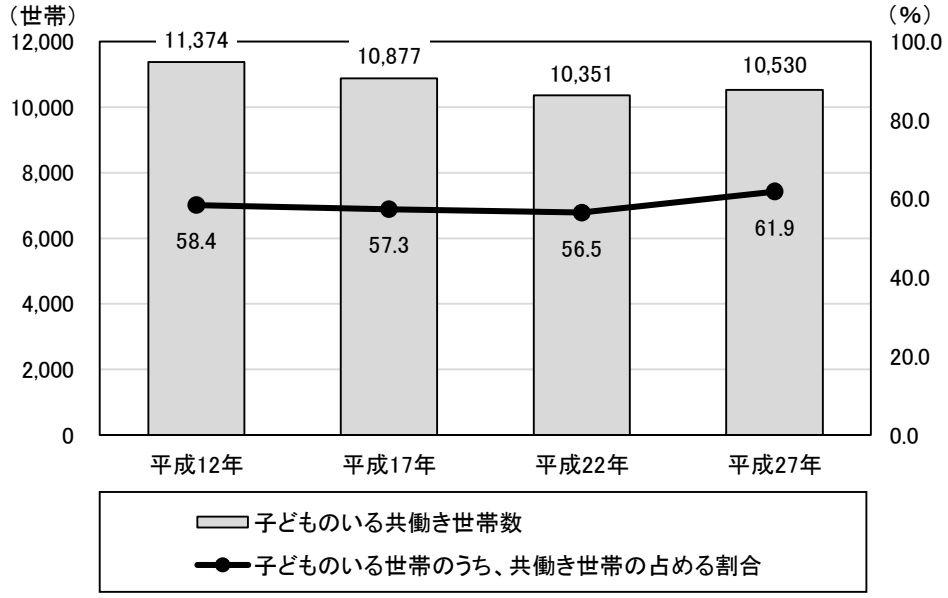

資料：国勢調査
※「子ども」に年齢制限なし

2 幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の現状

（１）入所者数・待機児童数の推移

幼稚園、保育所、認定こども園等の入所者総数は、4,000 人台で概ね横ばいとなっています。待機児童数は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 50 人減少したのち、増減を繰り返しながら推移しています。入所の内訳をみると、過去５年間で、幼稚園・認定こども園（短時部）の利用が減少している一方で、認定こども園（長時部）の利用が公立・民間ともに増加しており、保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

【入所者数及び待機児童数の推移】

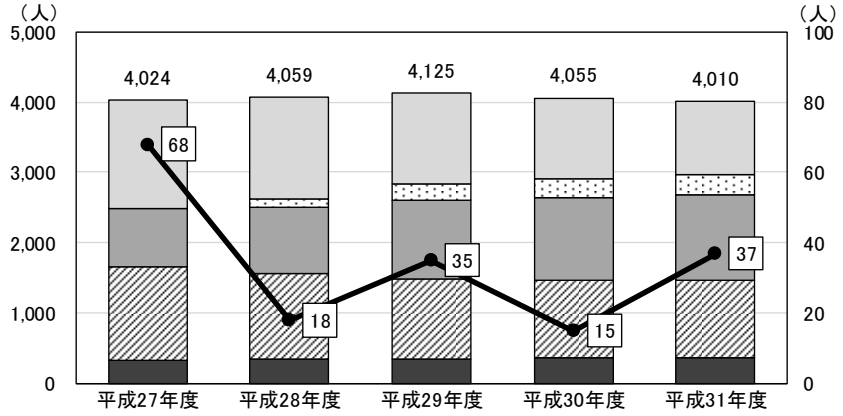

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計	4,024	4,059	4,125	4,055	4,010
幼稚園・認定こども園（短時部）	1,532	1,441	1,282	1,140	1,036
民間認定こども園（長時部）	0	109	244	266	285
公立認定こども園（長時部）	838	945	1,118	1,179	1,234
民間保育所	1,320	1,225	1,129	1,110	1,099
公立保育所	334	339	352	360	356
待機児童数	68	18	35	15	37

資料：長浜市（幼児課）（各年度４月１日時点）

（２）放課後児童クラブ登録児童数の推移

放課後児童クラブ登録児童数は、平成 27 年度以降、毎年度増加しており、令和元年度５月１日時点で 2,208 人となっています。学年別にみると、１～２年生が最も多く、学年が上がるにつれて少なくなっていますが、年度を追うごとに高学年の登録児童数が増加する傾向がみられます。また、いずれの年度も待機児童が発生しており、10～30 人台で推移しています。

【放課後児童クラブ登録児童数及び待機児童数（公設・民間合計）の推移】

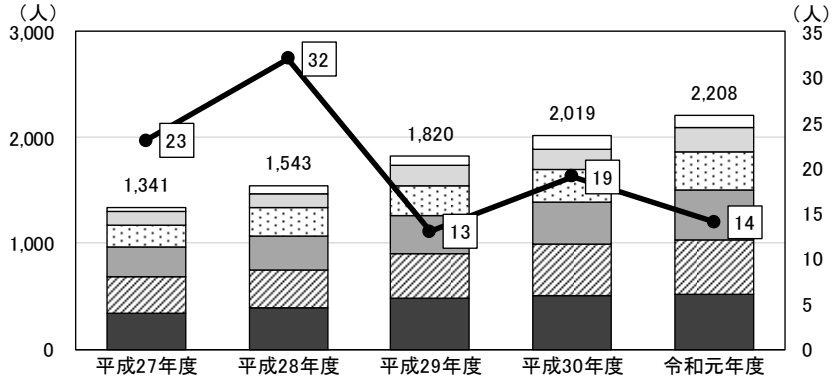

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計	1,341	1,543	1,820	2,019	2,208
6年生	44	76	86	134	116
5年生	127	134	186	185	224
4年生	197	267	285	308	367
3年生	283	319	362	396	469
2年生	346	356	416	492	513
1年生	344	391	485	504	519
待機児童数	23	32	13	19	14

資料：長浜市（子育て支援課）（各年度５月１日時点）

3 第１期子ども・子育て支援事業計画の達成状況

第１期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

（１）教育・保育事業

①教育事業【１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1,515	1,467	1,453	1,203	1,083
	提供量	1,515	1,467	1,453	1,203	1,083
実績値	**提供量**	**1,535**	**1,443**	**1,285**	**1,145**	**1,012**

②保育事業【３号認定（０歳児）】　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	105	101	97	330	330
	提供量	78	77	76	330	330
実績値	**提供量**	**233**	**265**	**258**	**275**	**280**
	待機児童数	**14**	**8**	**3**	**3**	**10**

③保育事業【３号認定（１・２歳児）】　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	889	835	816	1,060	1,060
	提供量	838	790	776	1,060	1,060
実績値	**提供量**	**824**	**870**	**950**	**944**	**950**
	待機児童数	**53**	**10**	**29**	**9**	**24**

④保育事業【２号認定】　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1,694	1,640	1,626	1,970	1,961
	提供量	1,694	1,640	1,626	1,970	1,961
実績値	**提供量**	**1,701**	**1,742**	**1,827**	**1,901**	**1,990**
	待機児童数	**1**	**0**	**3**	**3**	**3**

①幼稚園・認定こども園短時部の利用者実績は、平成 27 年度を除いて、見込量（計画値）を大幅に下回りました。一方、保育所・認定こども園長時部（②③④）は、０歳児、１・２歳児、３～５歳児のそれぞれについて、いずれの年度も見込量（計画値）を上回り、特に低年齢児において待機児童の発生が多くみられました。

計画策定当初の想定以上に、就学前児童における保育ニーズが高まっており、２号・３号認定が増加する結果となりました。

※待機児童数は４月１日時点の人数を表記

※教育・保育事業における事業量は、園児数が最も多くなる月の量で算出

※令和元（2019）年度の提供量の実績値は令和元年 12 月末時点の見込値です。

（２）地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（延長保育事業）　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	829	822	812	950	950
	提供量	829	822	812	950	950
実績値	**提供量**	**912**	**941**	**939**	**950**	**1,020**

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1,360	1,423	1,475	2,094	2,294
	提供量	1,297	1,377	1,457	2,040	2,294
実績値	**提供量**	**1,341**	**1,543**	**1,820**	**2,019**	**2,208**
	待機児童数	**23**	**32**	**13**	**19**	**14**

③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	15	15	15	15	15
	提供量	15	15	15	15	15
実績値	**提供量**	**0**	**0**	**7**	**7**	**7**

④地域子育て支援拠点事業　（延べ人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	45,064	45,064	44,309	82,100	85,600
	提供量	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所
実績値	**提供量**	**79,471**	**88,215**	**93,333**	**88,885**	**90,000**

⑤一時預かり事業【幼稚園における一時預かり】　（延べ人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	7,403	7,298	7,234	0	0
	提供量	0	0	0	0	0
実績値	**提供量**	－	－	－	－	－

⑥一時預かり事業【民間保育所・公立認定こども園・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰでの一時預かり】（延べ人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	5,275	5,237	5,170	5,786	5,807
	提供量	5,275	5,237	5,170	5,786	5,807
実績値		**569**	**5, 357**	**5, 208**	**3, 915**	**4,215**
＜参考＞保育ルーム				**1,505**	**1,525**	**3,130**
＜参考＞パパママ・リフレッシュ		**536**	**805**	**2, 143**	**3, 471**	**3,400**

⑦病児・病後児保育事業　（延べ人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	14	14	14	494	494
	提供量	14	14	14	494	494
実績値	**提供量**	**10**	**119**	**223**	**230**	**266**

⑧ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）　（延べ人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	806	795	781	771	755
	提供量	806	795	781	771	755
実績値	**提供量**	**303**	**464**	**657**	**469**	**505**

⑨利用者支援事業　（か所）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1	1	1	1	1
実績値	**提供量**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**

⑩妊婦健康診査　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1,019	1,004	990	980	961
実績値	**提供量**	**920**	**879**	**903**	**816**	**850**

⑪乳児家庭全戸訪問事業　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	1,019	1,004	990	980	961
実績値	**提供量**	**975**	**900**	**875**	**844**	**840**

⑫養育支援訪問事業　（人）

		平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
計画値	量の見込	492	489	483	477	468
実績値	**提供量**	**138**	**80**	**145**	**91**	**106**

①時間外保育事業や③子育て短期支援事業、④地域子育て支援拠点事業、⑦病児・病後児保育事業、⑧ファミリー・サポート・センター事業、⑩妊婦健康診査、⑪乳児家庭全戸訪問事業、⑫養育支援訪問事業については、それぞれ利用ニーズの増減に柔軟に対応し、適切な提供体制の確保に努めました。

②放課後児童健全育成事業については、見込量（計画値）を大幅に上回ったことから、提供量の拡充を図りましたが、待機児童が発生しました。

一時預かり事業については、⑤幼稚園における一時預かりは第１期計画期間中は未実施でしたが、０～２歳を対象とした「保育ルーム」の実施や、未就園児を対象とした「パパママ・リフレッシュ託児事業」の拡充などによって、就学前児童における保育ニーズの高まりに対応しました。

※令和元（2019）年度の提供量の実績値は令和元年 12 月末時点の見込値です。

4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し、掲載します。

調査概要

●調 査 地 域：長浜市全域
●調 査 対 象 者：長浜市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者（就学前児童用調査）1,500 人
長浜市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者（小学生児童用調査）1,500 人
●調 査 期 間：平成 30 年 12 月 12 日（水）～平成 30 年 12 月 26 日（水）
●調 査 方 法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収

回収結果

アンケート種別	配布	回収	回収率
就学前児童用調査	1,500 件	769 件	51.3%
小学生児童用調査	1,500 件	656 件	43.7%

① 子育ての状況について

子どもをみてもらえる親族･知人の有無 <複数回答>【経年比較】

就学前児童・小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には親族（お子さんの祖父母等）にみてもらえる」が最も高く、前回調査と比較すると、ともに増加がみられます。

一方で、**「日常的に親族（お子さんの祖父母等）にみてもらえる」は減少、「いずれもいない」は増加**していることから、**気軽に頼ることができる人が身近にいる子育て家庭が減少している**ことがうかがえます。

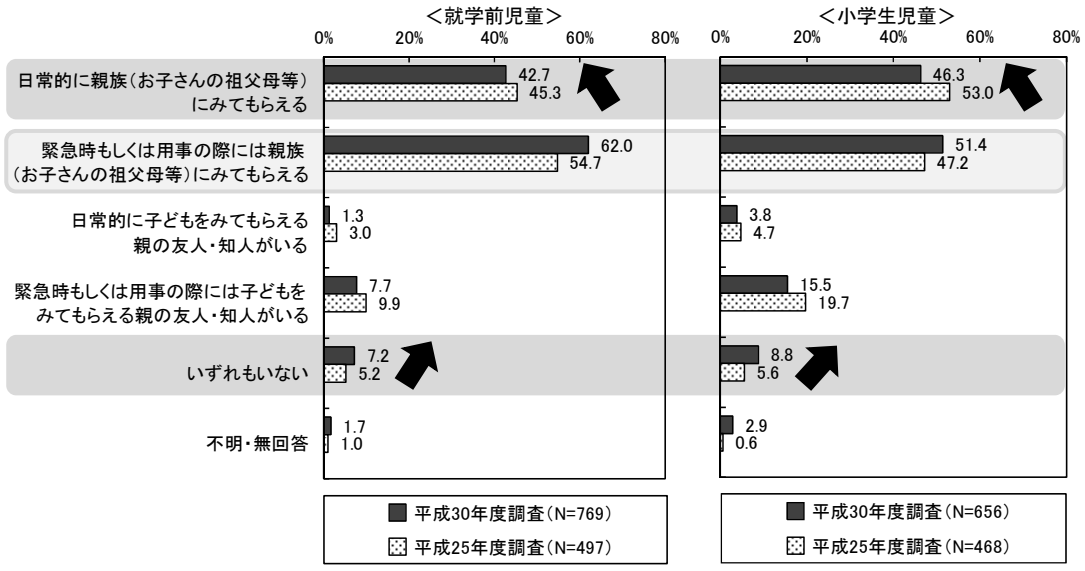

② 保護者の就労状況について

母親の現在の就労状況について＜単数回答＞【経年比較】

就学前児童・小学生児童ともに「フルタイムで就労」が最も高くなっています。

前回調査と比較して、就労している割合が増加しており、就学前児童では「パートタイム・アルバイト等で就労」の増加幅が、小学生児童では「フルタイムで就労」の増加幅が大きくなっています。

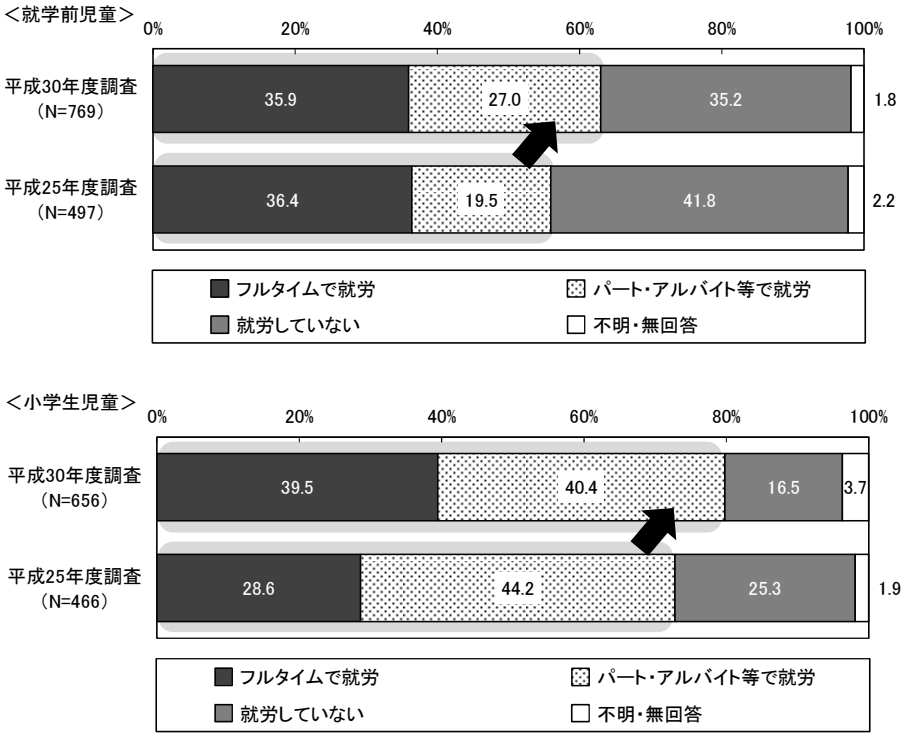

※前回調査（平成 25 年度調査）における「産休・育休・介護休業中である」の項目については、「フルタイムで就労」「パート・アルバイト等で就労」にそれぞれ含み再集計

③ 平日の定期的な幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況について

定期的に利用している幼稚園、保育所、認定こども園等について＜複数回答＞【経年比較】

前回調査と比較すると、「幼稚園」の割合が 10 ポイント以上減少しています。

「保育所」はほぼ同数ですが、「認定こども園」が約 14 ポイント増加していることから、**幼保連携及び保育のニーズが高まっている**ことがうかがえます。

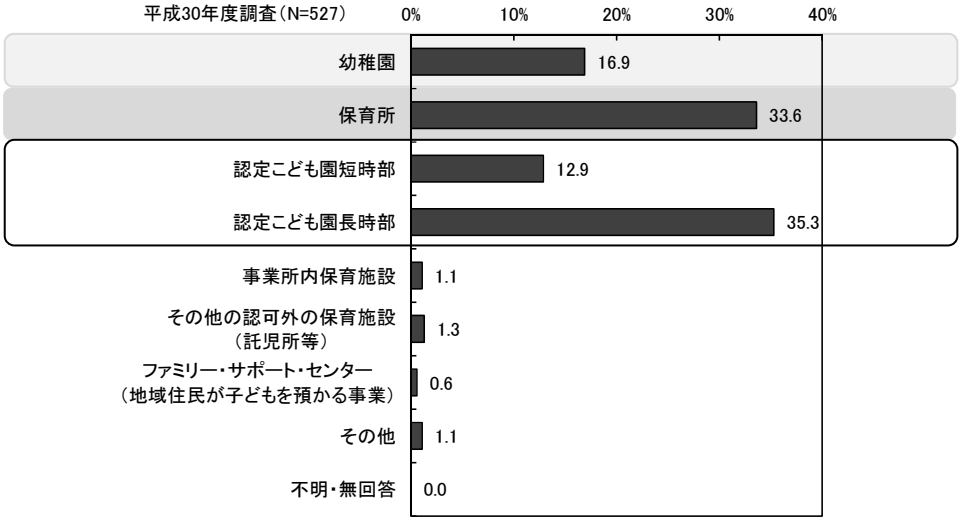

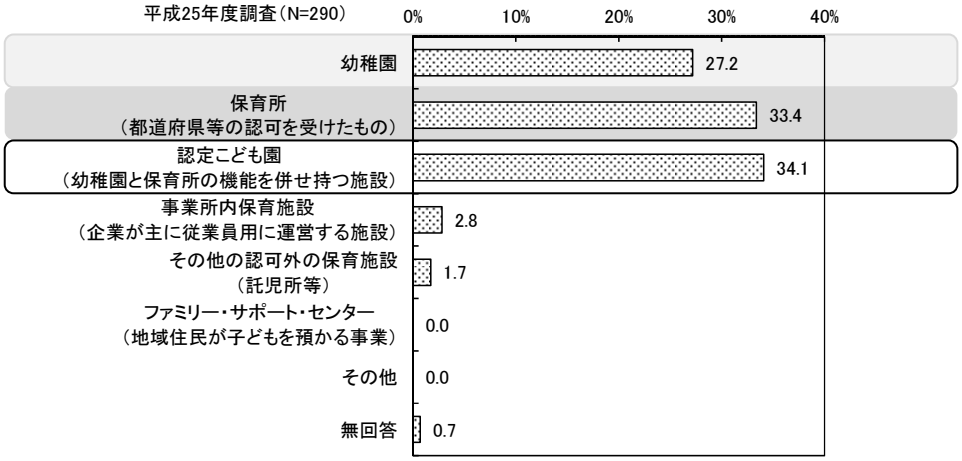

	平成 25 年度調査	比較	平成 30 年度調査
幼稚園	27.2%	↘	16.9%
保育所	33.4%	→	33.6%
認定こども園	34.1%	↗	48.2%
短時部	-		12.9%
長時部	-		35.3%

④ めざす子どもの姿と親の思いについて

子どもの成長のために家庭が担う役割について＜複数回答・３つまで＞

就学前児童・小学生児童ともに**「子どもに愛情を注ぎ、向き合うこと」が最も高く**なっています。小学生児童では、「子どもに誠実に生きる姿を見せること」も比較的高くなっています。

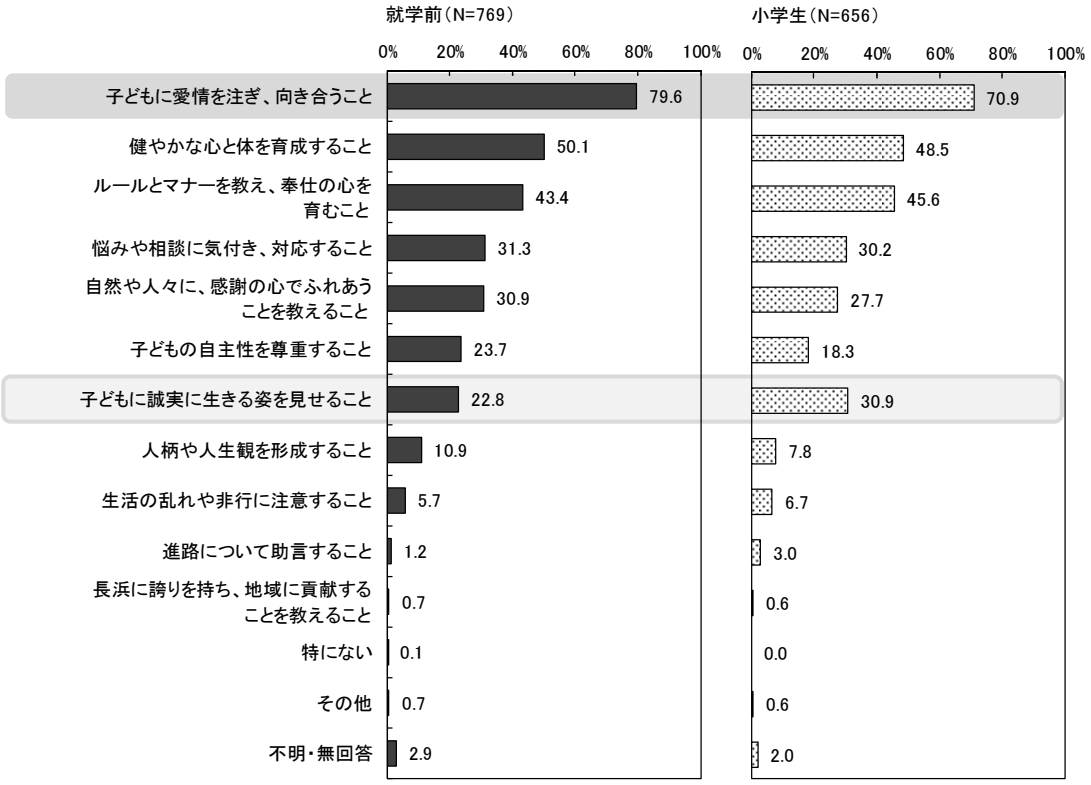

子どもの成長のために地域に期待する役割について＜複数回答・３つまで＞

就学前児童・小学生児童ともに「子どもや親が安心して過ごせる場所と機会を提供すること」が最も高くなっています。次いで「地域の子どもへの見守りと声かけ」「登下校時のパトロール」となっており、安全・安心な環境づくりに対する期待が高くなっています。

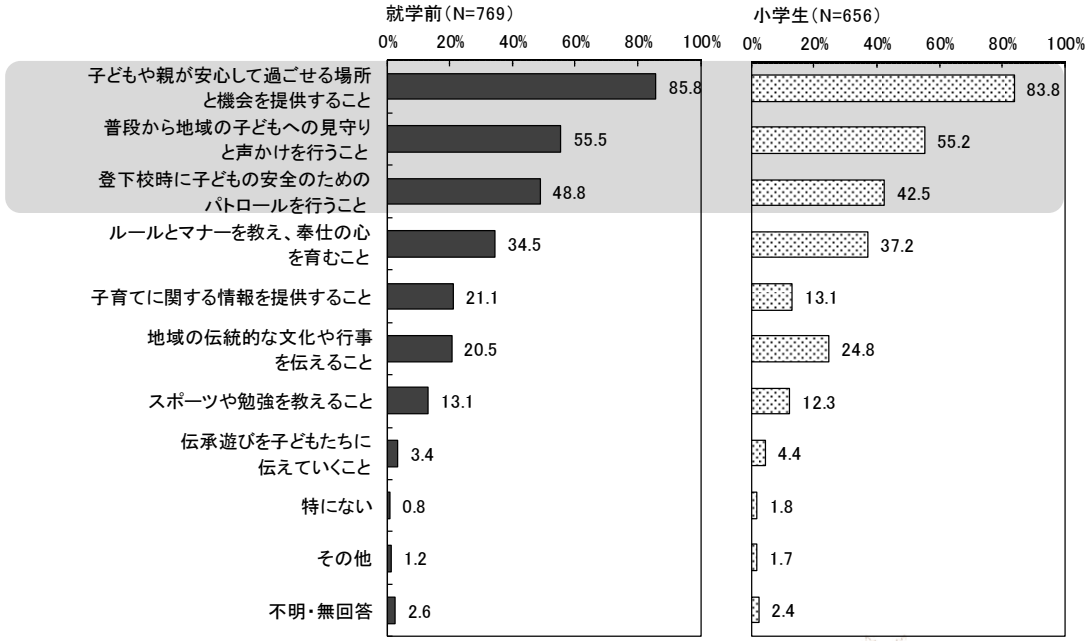

長浜市の子育て支援施策でさらに充実させてほしいものについて＜複数回答・５つまで＞

就学前児童・小学生児童ともに**「公園等の子どもの遊び場の整備」が最も高く**なっています。居場所や保育の充実を求める声に加え、働き方に関する企業の理解を求める声も多く挙げられています。

また、小学生児童では、「病気やしょうがいのある子どもとその家庭への支援」「子育てについて気軽に相談できる窓口」「多世代、異年齢児との交流の場づくり」が比較的高くなっていることから、切れ目のないサービスの提供や、継続した地域での関係性づくりが求められていることがうかがえます。

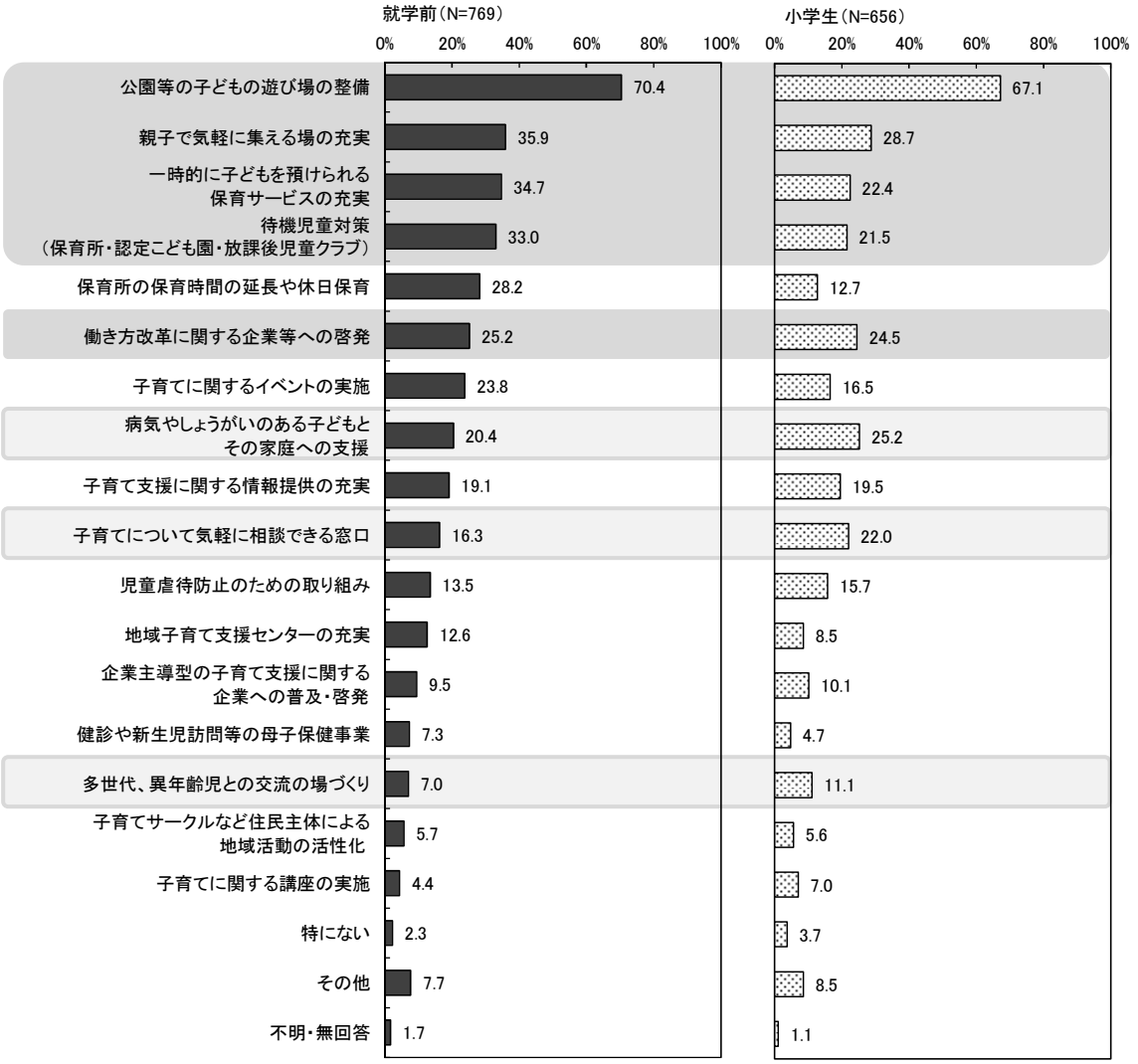

5 団体等ヒアリング調査の結果まとめ

長浜市内の幼稚園、保育所、認定こども園や子育て支援団体等を対象に、ヒアリング調査を実施しました。調査概要及びいただいたご意見の概要は以下のとおりです。

調査概要
- ●調 査 地 域：長浜市全域
- ●調 査 対 象 者：長浜市内の幼稚園、保育所、認定こども園や子育て支援団体等
- ●調 査 期 間：平成 31 年３～４月
- ●調 査 方 法：シートの配付による記入式アンケート、インタビュー形式のヒアリング

① 幼児教育・保育について

家庭と園との連携による、子どもの健やかな育ちへの支援が必要
家庭で充実した子育てができるよう、子育てと仕事の両立支援が必要

〇家庭の子育て力がより高まるよう支援したい。
〇家庭と園の役割分担を明確にしていきたい。
〇子どもが病気の時のサポートを求める声が多い。
〇子育てと仕事の両立に向けた支援を求める声が多い。父親も母親も、安心して育児休業がとれる仕組みなどが必要。
〇保護者のニーズに合わせて、多様な保育サービスのあり方について検討していく必要がある。
〇発達に課題のある子どもの療育を充実させる必要がある。

② 放課後児童クラブについて

増大するニーズへの対応、きめ細やかな支援のための体制整備が必要

〇共働き世帯が増加し、放課後児童クラブへのニーズが高まり続けている。
〇特別な支援が必要な児童に適切な支援ができるよう、各施設に養護教諭や専門的なスキルを持つ支援員が必要。
〇特別な支援が必要な児童に適切な支援ができるよう、保育所や小学校ともっと連携したい。
〇子ども同士のけんかやトラブルの原因は様々。一人ひとりの特性や学校、家庭での過ごし方が関係していることもあり、それぞれに適した支援が難しい。
〇支援員の確保が大きな課題。

③ 地域子育て支援センターについて

利用者がより気軽に、安心して相談できる場が必要

○「パパママ・リフレッシュ託児事業」は、保護者のリフレッシュを目的としていて、気軽に利用できるので利用者の満足度も高い。
○子育て支援者と保護者との間に安心感や信頼感等ができてから相談を受けることが多い。まずは話を受け止め共感することが必要。
○利用者にはルールやマナーをしっかり守ってもらいたい。
○発達に課題があるかどうかに関わらず、誰もが気楽に利用できる場にしたい。
○子育て支援サービスが充実する一方で、利用者と行政（サービス提供者）の直接的な関係でのみ解決される事案が増え、それによってコミュニティのつながりが弱くなっているように感じる。
○特別な支援が必要な児童に専門的な知見からの支援ができるよう、関係機関とより連携を密にしたい。

④ 子育て支援サークルについて

地域の特性に合わせた取組が必要

○親と子が安心して遊べる場づくりを支援している。
○保護者同士のサークル立ち上げ等、子どもたちの居場所づくりが進んできている。
○団体と行政との連携がよくとれており、他市の団体からの評価も高い。
○長浜は市域が広く、新興住宅地は子育て家庭が多いなど地域性も異なるため、地域に合わせた取組の検討が必要。
○イベント参加者は多いが、リーダーとなる人材が不足している。
○子育て支援団体間の連携が難しい。つながりたいが、どうしたらいいのかわからない団体が多い様子。

⑤ 子育てに関して保護者が不安に感じていることや求めているものについて

様々な子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりが必要

○同じ悩みを持つ親同士の交流の場やつながり、安心して子育てできる環境を求める保護者が多い。
○市役所は敷居が高く相談しにくいため、気軽に相談する先がないのではないか。
○子育て支援情報は充実しているが、必要としている人に届いているかは不明。確実にアクセスできるよう整えたい。
○本市は外国人の割合が高い。子どもは学校等でコミュニティを形成することができるが、親は孤立しがち。親への支援も必要。

子育て家庭をサポートする立場である教育・保育の担い手からみた長浜市の課題として、子育て家庭へのよりきめ細やかな対応や安心できる環境づくり、地域特性に合わせた支援のあり方の検討などに関するご意見が多く挙げられました。

6 大切にしたい考え方と基本的な視点

統計データ、アンケート調査、団体等ヒアリング調査及び庁内関係課ヒアリング調査、第１期計画の評価等からみる現状と課題を踏まえ、本計画では「子どもの幸せ・子どもの視点に立った取組を進める」「子育ての『質』の確保・向上に向けて施策を推進する」の２つを「大切にしたい考え方」、次の３つを「基本的な視点」として設定します。

（１）大切にしたい考え方

子どもの幸せ・子どもの視点に立った取組を進める

未来の長浜市をつくる子どもたちが主役であるということをみんなで共有し、子どもの幸せを考え、子どもの視点に立った取組を推進していきましょう。

子育ての「質」の確保・向上に向けて施策を推進する

事業の「量」を確保するだけでなく、子どもが健やかに育ち保護者が安心して楽しく子育てができるよう、「質」に重点を置いた施策を推進していきましょう。

（２）基本的な視点

視点１　すべての子どもが輝く

- 子どもの成長のために家庭が担う役割として、「子どもに愛情を注ぎ、向き合うこと」が重要と考える親が多くなっています。
- 子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。
- 保護者の就業率の上昇等により、平日の定期的な教育・保育の利用希望も高まっています。教育・保育の利用にあたっては、保育ニーズの変化に対応した受け入れ体制を整備することが必要です。また、子ども本位の視点に立った質の高い幼児期の教育・保育を提供することも求められています。
- 虐待や貧困などの問題を抱える子どもや、発達に課題のある子どもたちへは、国や学校、その他関係機関等と連携を図りながら、個々の背景・状況に応じた適切な支援が求められています。

様々な支援の体制を整え、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける取組を推進します。

視点2 家庭での子育て力を高める

- 社会状況の変化や保護者等の就労状況、価値観の多様化などにより、子育て家庭のニーズは複雑化・多様化しています。
- 保護者が求める子育て支援（アンケート調査結果）は「相談支援体制の充実」を求める声が多く、経済的な不安などの暮らしに関わる内容や家庭での子どもとの向き合い方など、子育て家庭が抱える不安や悩みも多岐にわたっています。気軽に相談ができる環境づくりや専門的な視点からの情報提供など、きめ細やかで切れ目のない体制が求められています。
- 同じ悩みを持つ親同士の交流の場やつながり、安心して子育てができる環境が求められています。
- パートナー同士や同居・近居の家族、職場の上司や同僚など身近な人々の理解や実践を推進していくことが重要です。

保護者が、子育てへの責任や喜びを感じることができるよう、様々な支援を行います。子どもにとって最も身近な存在である「家庭」での子育て力を育み、豊かな愛情を持って楽しく子育てができる社会をめざして取組を進めます。

視点3 地域全体で子育てを応援する

- 子どもの成長のために地域に期待する役割として、「子どもや親が安心して過ごせる場所」が求められています。
- 本市は市域が広く、地域ごとに人口の分布や施設、文化なども様々で、その特徴も異なります。それぞれの地域のよさを生かした子育て支援が期待されています。
- 民間や地域団体との連携を図りながら様々な子育て支援サービス等の充実が図られている一方で、地域のつながりの希薄化を不安視する声も聞こえてきます。子どもの成長にとってよりよい環境をつくるためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。

市民や事業主、地域社会、行政など地域全体が、子育て支援の重要性への理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、地域全体で子育てを応援していきます。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

長浜市では、次の「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」を策定し、市民ぐるみの子育て・子育ちの教育環境づくりに取り組んでいます。

「長浜市子ども・子育て支援事業計画」では、この考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、取組を進めてきました。

第２期となる本計画においても、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、あらゆる場面で子ども・子育て支援における「質」の向上をめざし、子ども・家庭・地域がともに成長し、おとなも子どもも笑顔が広がるまちづくりの実現に向け、次のように基本理念を定めます。

基本理念

笑顔で子育てできるまち
子どもの笑顔が広がるまち　長浜

めざす子ども像

一、夢や目標をもち、それに向かって努力する子
一、思いやりのある心のやさしい子
一、ふるさとを愛し、誇りをもって生きる子

長浜子どものちかい

＊わたしたちはちかいます＊

一、元気にあいさつをします
一、名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
一、「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言います
一、困っている人がいたら言葉をかけます
一、人の話をしっかり聞きます

長浜子育て憲章

＊おとなが実践します＊

一、子どもに誠実に生きる姿を見せます
一、見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
一、ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
一、自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
一、長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます

子どもは、私たちの宝です。生命を受け継ぎ、未来を切り拓く存在です。
市民ぐるみで、子どもの健やかな成長を願い、たくましく生きる子どもたちを育てましょう。

長浜市

2　第２期子ども・子育て支援事業計画　施策の体系イメージ

本計画は、基本的な視点と大切にしたい考え方を踏まえながら、４つの基本目標のもとで、様々な子ども・子育て支援施策に取り組みます。また、長浜市全体で取り組んでいく施策を「重点施策」として、基本理念「笑顔で子育てできるまち　子どもの笑顔が広がるまち　長浜」の実現をめざします。

第４章　施策の展開

重点施策１　就学前教育・保育と放課後児童クラブの充実

【幼稚園、保育所、認定こども園】

現状と課題

増大・多様化する保育ニーズへの対応

① 待機児童の解消に向けた対応

本市において、待機児童の解消は最重要課題といえます。これまでも、認定こども園の整備等により、柔軟な受け入れ体制の確保に努めてきましたが、依然として待機児童が発生する状況が続いています。

人口推計及びニーズ量推計によると、今後、児童数が減少する一方で、令和４年度までは保育利用者数が増加していくことが予測されています。本計画においては、待機児童の解消の実現に向けて、柔軟な受け入れ体制の確保を行うため、引き続き保育士等を確保していく必要があります。

また、特に待機児童が発生しやすい低年齢児クラスへの対応や、発達に課題がある子どもへの療育支援体制の充実など、量・質の両面から、それぞれの子どもの属性や子育て家庭の状況に合わせたサービス提供ができるよう、中堅保育士等の育成など、保育関係者の資質向上を図るとともに、行政、専門機関を含む関係者間で積極的に情報交換を行うなど、連携を強化していくことが重要です。

② 地域特性に応じた保育の質の確保・向上

本市は、待機児童の発生が問題となっている一方で、児童数の大幅な減少によって集団教育の機能を果たせない園・地域がみられるなど、地域によって教育・保育の提供体制や特徴は大きく異なっています。

市内のすべての子どもたちが、一貫した幼児教育・保育を受け、幼児期の豊かな育ちと学びの連続性が担保されるよう、各園においては、それぞれの特色を生かしながら、保育の質の確保・向上を図ることが求められています。

【幼稚園・保育所の利用者数の推移・推計】

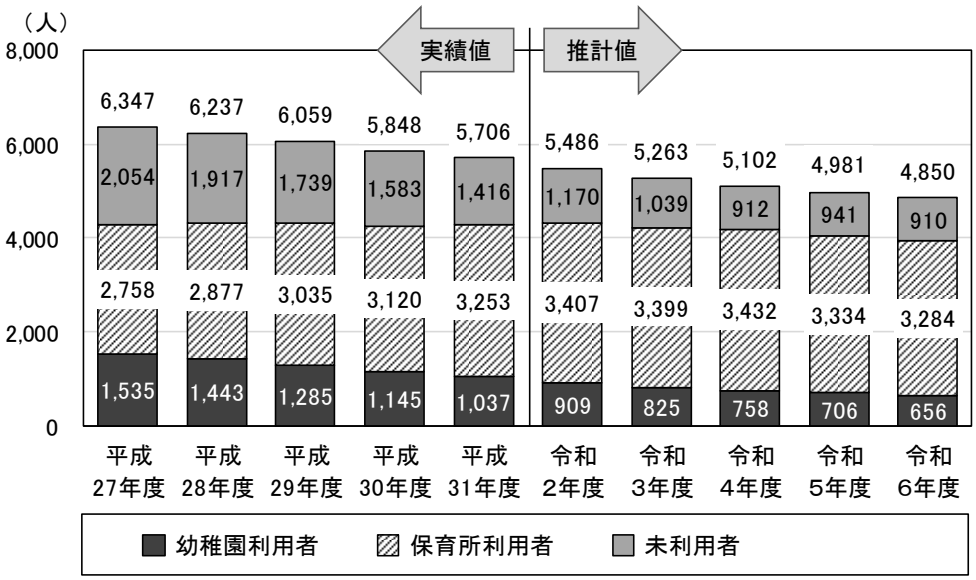

資料：[人口]各年度４月１日現在、[教育・保育施設の提供量]長浜市推計結果

※「未利用者」は、各年度の人口から幼稚園利用者数及び保育所利用者数を差し引いたもの
※「幼稚園」は、幼稚園・認定こども園短時部の利用者をさし、幼稚園利用者のうち保育の必要性がある利用者も含む
※「保育所」は、保育所・認定こども園長時部の利用者をさす
※年間で最も園児数が多くなる月の数値を掲載

【保育所の利用者数と利用率の推移・推計】

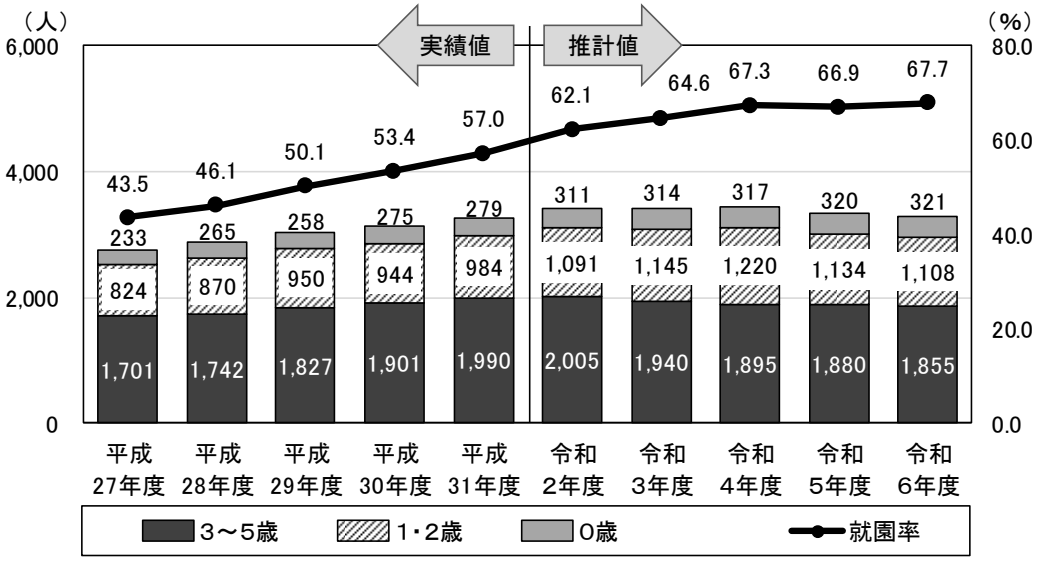

資料：[人口]各年度４月１日現在、[教育・保育施設の提供量]長浜市推計結果

※「保育所」は、保育所・認定こども園長時部の利用者をさす
※年間で最も園児数が多くなる月の数値を掲載

【幼稚園、保育所、認定こども園】

課題解決のための取組

（１）施設再編や民間活力の導入

市内各地域の状況に応じた保育ニーズの高まりに対応するため、民間事業所等との連携のもと、保育の柔軟な受け入れ体制整備を図り、保育の担い手の役割を果たします。保護者のニーズに沿った効果的・効率的なサービスの提供に向けた施設再編等を柔軟に検討し、民間活力を最大限導入しながら、就学前児童の教育・保育サービスの質の向上を図ります。

また、児童数の減少により適正な集団規模の確保ができず存続が困難な小規模園については、合同保育や統合等により幼児教育における集団規模を確保することも検討します。

（２）保育士等の確保

長浜市では、提供する教育・保育サービスや内容の質的改善に向けて保育士等の人材を確保し就学前教育及び保育の充実を図るため、これまでも奨学金返還支援や宿舎借上げ支援事業制度、再就職応援制度を活用した保育士等の確保の取組などを進めてきました。

今後は、引き続き保育士等志望者の就職支援や潜在保育士の再就職支援を行うとともに、長浜市で保育士等として働きたいという想いを持つ人を増やすため、大学との連携によるインターンシッププログラムの充実や、中学校における職場体験、高校の進路相談の機会等での見学会の開催など、早期からの保育士をめざしたい人の人材育成に努めます。

また、保育士等が継続して働くことのできる環境づくりを進めるため、ＩＣＴ導入による事務の効率化・簡素化の検討を進め、一人ひとりの働き方の改善をめざします。

【幼稚園、保育所、認定こども園】

（３）教育・保育サービスの量の確保と質の向上

① 質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育所、認定こども園等のそれぞれの園では、長浜市就学前教育カリキュラムに基づいた質の高い教育・保育活動を実行しており、今後もカリキュラムに則った教育・保育活動を推進し、研究や研修を深めます。

また、長浜市運動あそびプログラムに基づいた保育の実践等、保育のさらなる充実に向けて、指導員による訪問指導を継続するとともに、指導者の養成を図り、指導体制の強化を進めていきます。

より多くの保育士等が計画的に専門性の向上を図ることができるよう、市全体で研修等の実施を強化し、市が提供する教育・保育サービス全体の質的な改善をめざします。

② 子育て家庭の経済的負担軽減に対する取組の実施

安心して子育てができ、仕事との両立を無理なくできる環境づくりの推進として、国による幼児教育・保育の無償化に加えて、市独自の多子世帯の保育料軽減を継続します。また、国の保育料無償化策により実費徴収となった給食費（副食費）については、国や県による副食費無償化に加え、市の独自施策により子どもの年齢や保護者の年収に関係なく、第２子半額、第３子以降無償化を実施しており、引き続き子育て家庭の経済的負担軽減のための取組として実施します。

③ 幼児期の子どもの育ちと学びの一貫性の確保

本市では、市民ぐるみの子育て、子育ちの教育環境づくりを推進するため、子育ての心得や、子どもの接し方等、子育てのよりどころとして、「めざす子ども像」「長浜子どものちかい」そして「長浜子育て憲章」を掲げ、子どもたちの資質や能力を伸ばしていくための０歳から 15 歳までの連続した育ちと学びを応援します。市がめざす就学前教育の姿についてさらなる浸透を図るとともに、就学前児童の幼稚園、保育所、認定こども園等での育ちや学びを小学校・中学校での自己形成へとつなげていくため、カリキュラムの連続性を意識した教育・保育の実現をめざします。

④ 就学前教育・保育施設の役割の確立

認定こども園をはじめとする就学前教育・保育施設においては、幼保連携の体制を確立し、各地域の状況に合わせた園機能の充実と長浜市の子育て支援のあり方を園内外に発信していくことで、地域における就学前教育・保育の拠点施設としての役割を果たしていきます。

⑤ 多様な保育サービスの検討

幼児教育・保育の無償化等を受けて、今後より一層就学前児童の保育ニーズの高まりが想定されることから、柔軟な受け皿の拡大に向けて、多様な保育サービスの提供を検討します。その際に民間の保育所や認可外保育施設をはじめとする民間活力の活用を進めます。

また、企業主導型保育事業や事業所内保育事業については、広く情報提供やＰＲを行うと同時に、設置を検討する企業や事業所に対しては積極的な支援を行います。

幼稚園における預かり保育についても実施に向け検討を進めます。

【放課後児童クラブ】

現状と課題

（１）増大・多様化する放課後児童クラブのニーズへの対応

全国的に、女性就業率の上昇に伴い、さらなる共働き世帯の増加が見込まれるなか、放課後児童クラブのニーズは益々高まっています。このような状況のなか、国では、平成 30 年９月に、待機児童の解消と次代を担う人材の育成を図るため、向こう５年間を対象とする、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

① 待機児童の解消に向けた対応

本市においても、放課後児童クラブに通う児童数は第１期計画の５年間で、1,341 人から 2,208 人と約 1.65 倍に増加し、全小学生の３人に１人が利用している状況です。待機児童については、令和元年５月時点で、14 人の待機が発生しています。今後も、小学校の児童数は減少するものの、放課後児童クラブの利用児童数は増加する見込であり、さらなる受け入れ体制の整備が必要となっています。

また、放課後児童クラブの利用児童のうち、長期休業期間のみの利用児童の割合が３分の１と非常に高く、課業期間との利用児童数の差が放課後児童クラブ運営上の課題となっています。

増大するニーズに対応するため、主に民間事業者を中心に放課後児童クラブの増設を行い、現在、公設・民間で計 35 クラブの放課後児童クラブを運営していますが、いずれのクラブにおいても、支援員の確保について、非常に苦慮している状況です。引き続き、民間を中心とした放課後児童クラブの整備を進めるとともに、支援員の確保が最も重要となっています。

② 放課後を過ごす場における質の確保・向上

放課後児童クラブは、保護者の就労支援という一面とともに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることも求められています。

兄弟姉妹も少なく、異年齢児の関わりが少なくなり、安心して外遊びや集団での遊びができにくくなった今日の子どもたちにとって、放課後児童クラブは、子ども主体の遊びと生活（暮らし）ができる居場所として、重要性が高まっています。

【放課後児童クラブの利用者数と利用率の推移・推計】

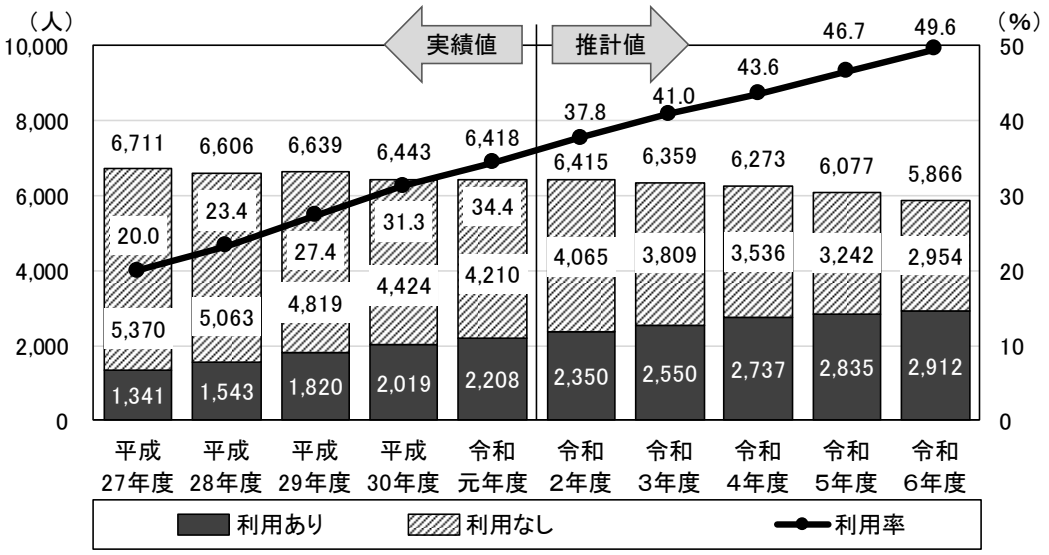

資料：[人口]各年度４月１日時点、[実績値]及び[推計値]各年度５月１日時点
[推計値]長浜市推計結果

【放課後児童クラブの学年別利用実績の推移と今後のニーズ量の推計】

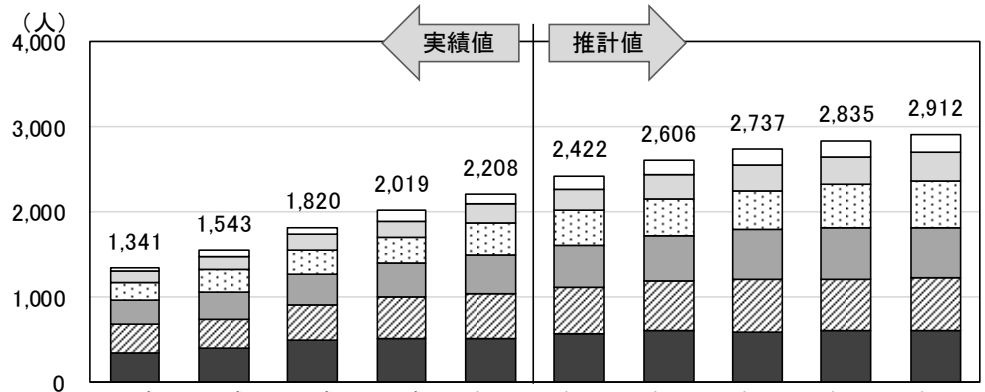

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計	1,341	1,543	1,820	2,019	2,208	2,422	2,606	2,737	2,835	2,912
□6年生	44	76	86	134	116	146	162	185	195	205
□5年生	127	134	186	185	224	248	284	299	314	348
□4年生	197	267	285	308	367	420	443	465	515	538
□3年生	283	319	362	396	469	494	519	575	601	590
□2年生	346	356	416	492	513	539	597	623	612	620
□1年生	344	391	485	504	519	575	601	590	598	611

資料：[人口]各年度４月１日時点、[実績値]及び[推計値]各年度５月１日時点
[推計値]長浜市推計結果

※本グラフにおける推計値は「利用者数」ではなく、「ニーズ量」を示しています。

【放課後児童クラブの公設・民間別及び通年・長期別利用者数の推移】

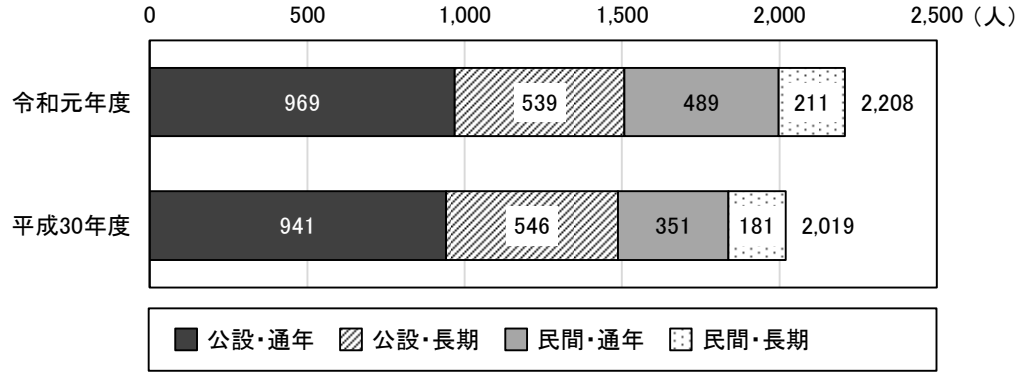

資料：長浜市（子育て支援課）（各年度５月１日時点）

【放課後児童クラブの公設・民間別利用者数の推移】

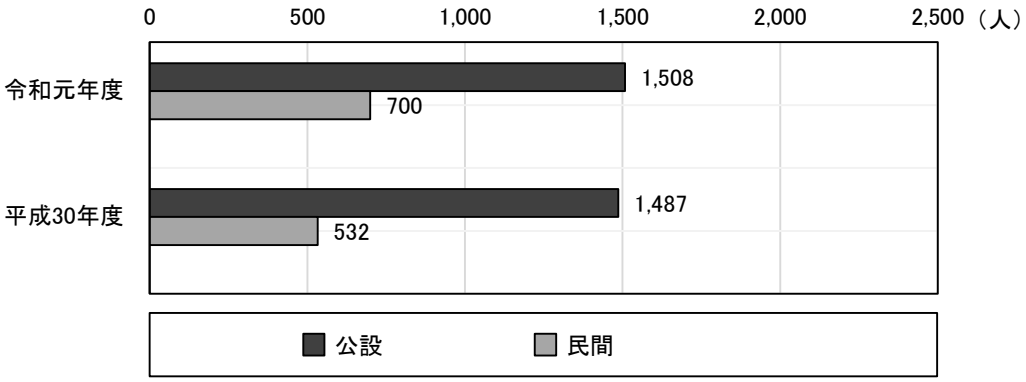

資料：長浜市（子育て支援課）（各年度５月１日時点）

【放課後児童クラブの通年・長期別利用者数の推移】

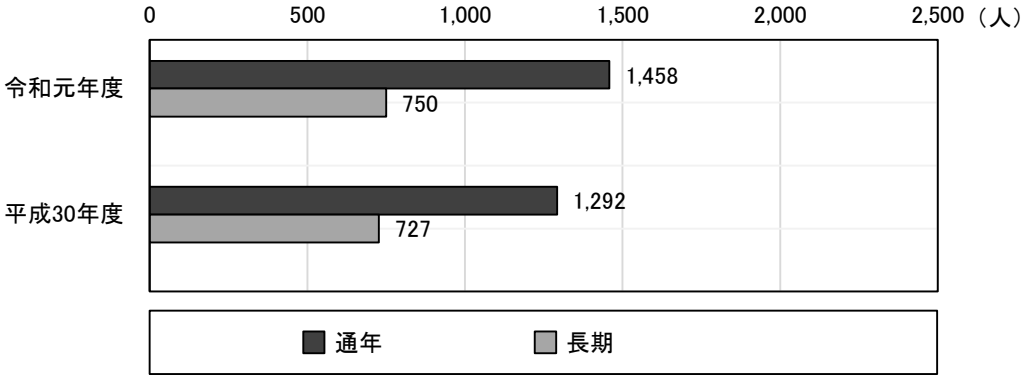

資料：長浜市（子育て支援課）（各年度５月１日時点）

【放課後児童クラブ】

課題解決のための取組

待機児童の解消に向けた取組と保育サービスの向上
～「新・放課後子ども総合プラン」の推進～

（１）放課後児童支援員の確保とスキルアップ

放課後児童支援員の確保及び定着を図るため、職場環境の改善や処遇改善など、働きやすい職場、働きがいのある職場づくりを進めます。

基本的なスキルとなる支援員認定資格研修の受講を積極的に進めるとともに、しょうがい等特別な支援が必要な子どもたちへの対応や、万が一のケガやトラブル時の対応、保護者の方との信頼関係の築き方、チーム力の高め方等、クラブ運営に求められる様々な分野のスキルを高めます。

さらには、日頃のクラブ運営での悩みや困りごとが解決できるよう、フォロー体制も整え、より一層の達成感や充足感が得られる、働きがいのある職場づくりをめざします。

（２）民間クラブの参入促進等による受け皿の整備・確保

特に児童が増加している小学校区を中心に、民間クラブの参入促進を進め、児童の分散化を図ることで待機児童の解消に取り組みます。

長期休業期間における利用児童数の増加対策として、地域や民間事業者との連携を図り、長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブの開設など、柔軟な取組ができるよう、多様なサービスのあり方やその支援について検討します。

公設クラブにおいては、引き続き、学校現場と連携した空き教室等学校施設の徹底利用を図るとともに、学校施設の利用が困難となる場合には、学校敷地もしくは隣接地等での施設確保を図ります。

（３）市民協働による多様な経験活動の推進

地域や市民団体等の協力により、児童が多様な経験ができる機会をクラブに積極的に取り入れていきます。併せて、放課後子供教室を一体的または連携して実施していくことを、関係機関と調整のもと検討します。

重点施策１　成果の指標

項目①：待機児童数

就学前児童における待機児童数（目標）

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
37 人	24 人	０人	０人	０人	０人

放課後児童クラブにおける待機児童数（目標）

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
14 人	72 人	56 人	０人	０人	０人

項目②：資質向上のための研修の受講率

幼稚園、保育所、認定こども園の保育士等研修の受講率（目標）

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
100%	100%	100%	100%	100%	100%

※研修受講対象者：令和元年度は正規職員のみ。令和２年度以降は会計年度任用職員含む。

放課後児童クラブの支援員研修の受講率（目標）

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
92.6%	100%	100%	100%	100%	100%

※研修受講対象者：会計年度任用職員のうち短期アルバイト除く。

項目③：その他

研修の機会等を通じて、現場の課題等を抽出し、課題解決方策を検討します。

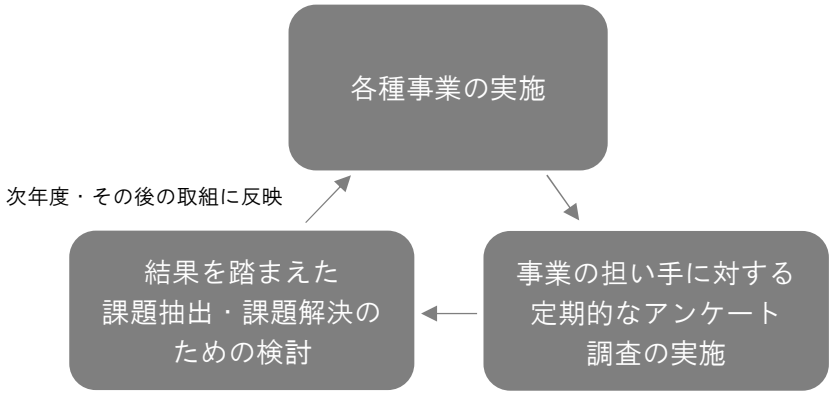

※なお、効果的な検証が見込まれると判断される項目は、計画期間中であっても、新たな成果指標として設定することとします。

重点施策２　安心して子育てできる環境づくり

現状と課題

（１）子育ての不安や悩みを和らげ、子育ての孤立を防ぐ

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化するなかで、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てをしていて孤独を感じるなど何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えています。

本市のアンケート調査結果からも、子育てに関して気軽に相談している先・したい先について、前回調査結果と比較して減少しているのが「親族（お子さんの祖父母等）」や「親の友人・知人」「近所の人」であり、日常生活のなかで相談できる機会が少なくなっていることがうかがえます。また、今後相談したい先として、身近な配偶者や親族等に次いで割合が高いのは「小学校の先生」「保育士・幼稚園教諭」「地域子育て支援センター」「市役所の子育て関連担当窓口」となっており、普段から子育てに関わっている人や身近な施設に相談したい、と考える傾向がみられることから、保護者が不安や悩みを抱えた時に、身近な地域で気軽に相談ができる体制づくりが求められています。

（２）支援が必要な家庭の把握及び適切な支援の提供

近年、核家族化の進行等による子育て家庭の孤立が顕著になるなかで、特に、困難を抱える世帯への支援が課題となっています。

児童虐待の相談件数は、全国的に、増加の一途をたどっています。事件として顕在化してきたという部分に加え、保護者の養育力、経済・就労状況、夫婦関係など様々な問題が絡み合っており、複雑化する社会のなかで、家庭だけでの解決が難しい場合が少なくありません。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援が求められます。本市においても児童虐待の相談件数は徐々に増加し、平成 30 年度は 480 件となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるよう、ひとり親家庭へのきめ細やかな支援も重要な課題です。国の調査では、ひとり親家庭等、おとな一人で子どもを養育している家庭において経済的に困窮している割合が高いという実態がうかがえるなど、様々な困難が重なってしまうことも少なくありません。支援を担う機関、団体が密に連携し、必要な機関につなげていけるよう、きめ細やかな支援を行っていくことが求められています。

本市における児童扶養手当の受給者は横ばい傾向にあり、平成 30 年の相談件数は約 2,000 件にのぼっており、ひとり親家庭の不安要素は、経済的側面から子どもとの向き合い方まで、多岐にわたっています。

発達に課題のある子どもとその世帯への支援については、本市では、「長浜市しょうがい福祉プラン」に基づき推進しています。療育手帳の交付台帳登載数も増加し、平成 30 年度末で 320 件となっています。

言語の問題によりコミュニケーションが困難な子どもや世帯への支援も課題であり、本市に在住の外国人市民は、平成 30 年度末で 3,480 人となっており、総人口の約３％を占めています。団体等ヒアリング調査においては、「子どもは学校等でコミュニティを形成することができるが、親は孤立しがちであり、親への支援も必要である」との意見がありました。

国では、令和元年 11 月に、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱の目的・理念では、「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。」「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。」とされています。様々な要因による経済的困難が子どもたちの健やかな成長を妨げることがないよう、また、貧困の連鎖を生み出すことのないよう、子どもの貧困対策に向けた取組が必要となっています。本市においては、子どもや家庭の状況に応じて、それぞれの所管で様々な支援施策を行っていますが、複数の悩みや困難を抱える子育て家庭は、複雑な事情が絡み合っていることが考えられるため、適切な支援の提供が必要です。

【子育てに関して気軽に相談している先・したい先】＜複数回答＞

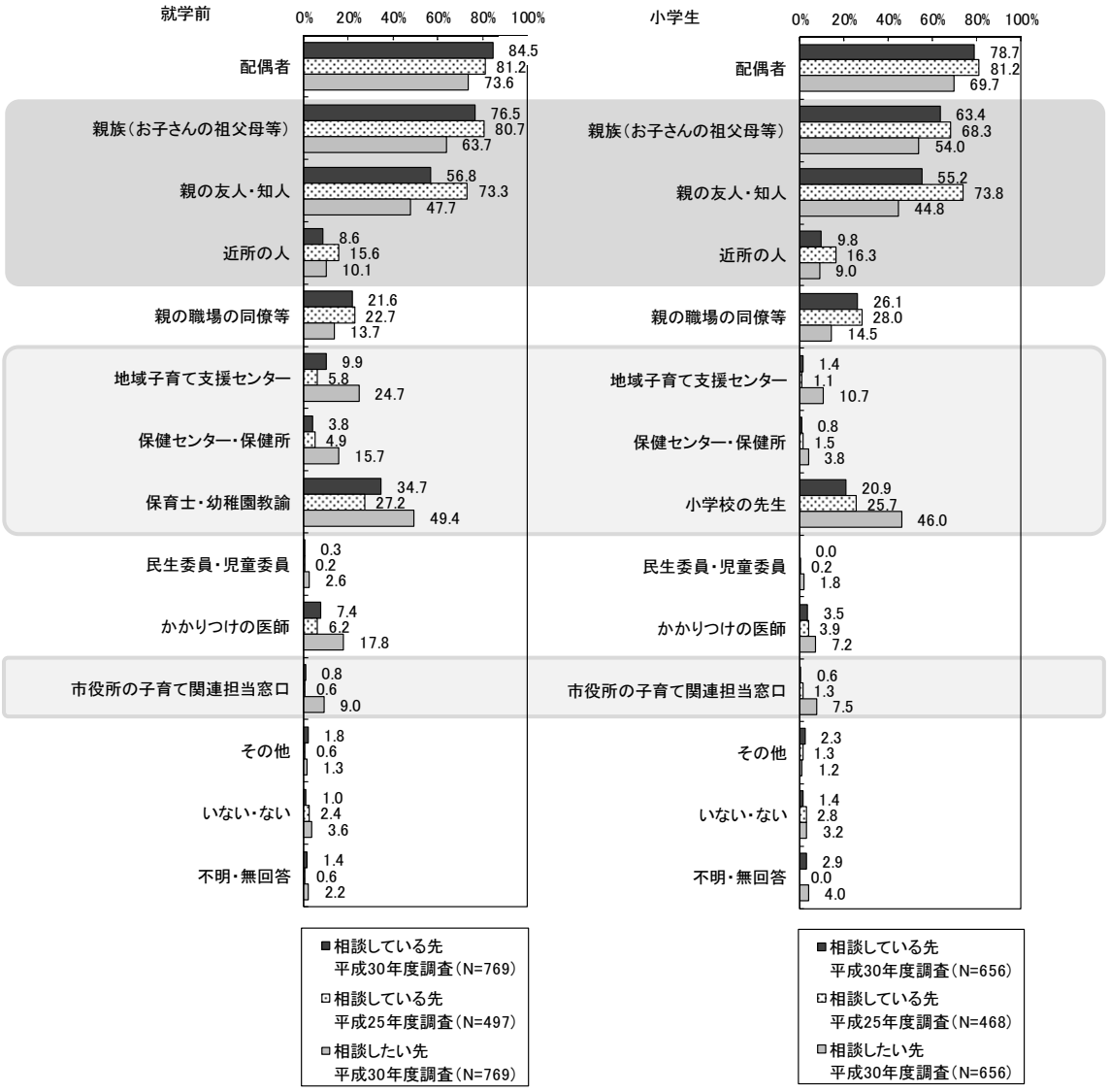

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

【家庭児童相談室への相談実件数の推移】

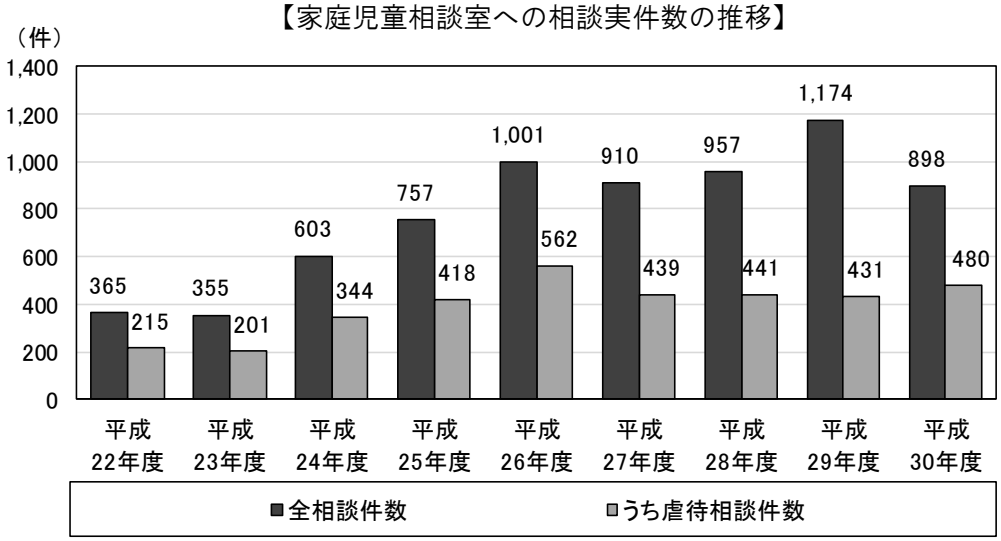

資料：長浜市（子育て支援課）

【ひとり親家庭の相談件数の推移】　【ひとり親家庭の相談内容の割合（平成 28～30 年度分）】

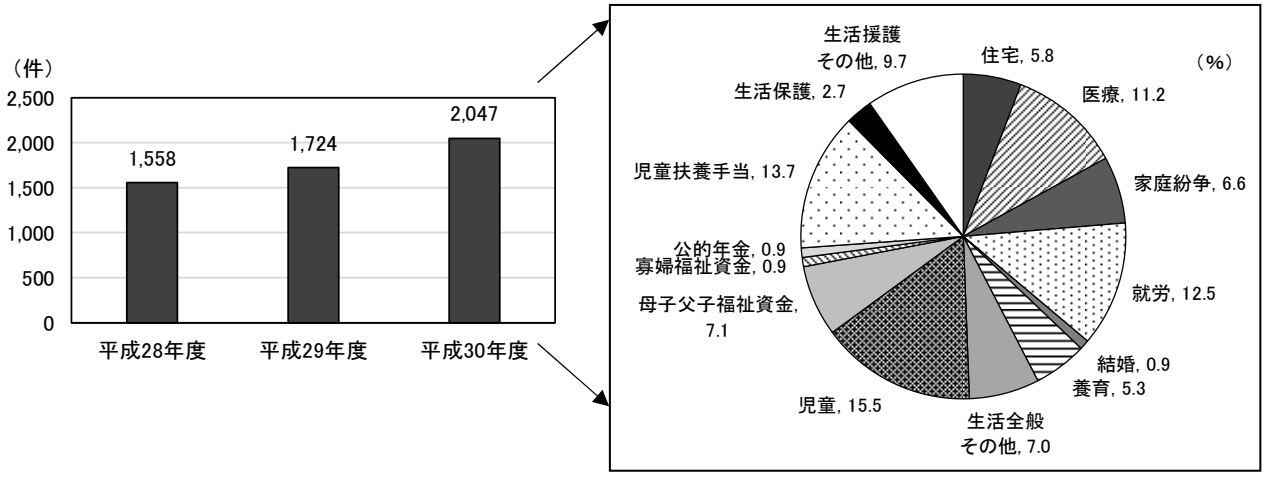

資料：長浜市（子育て支援課）

【療育手帳交付台帳登載数（18 歳未満）の推移】

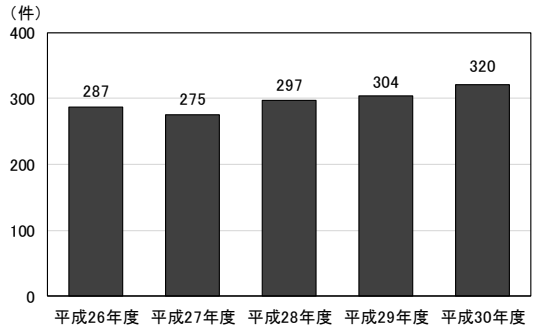

資料：長浜市（しょうがい福祉課）

【外国人人口の推移】

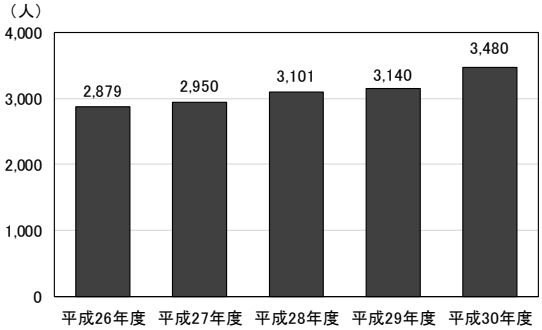

資料：長浜市（市民課）

課題解決のための取組

（１）相談体制の充実

① 相談窓口（場所）の周知

子育ての悩みは、家庭によって様々です。保護者が不安や悩みを抱えた時に相談できる窓口として、市には、乳幼児から学齢期の子どもの年齢に応じてたくさんの相談窓口があります。どのような窓口がどこにあるのかを周知し、身近な窓口を知ってもらうことで、気軽に相談しやすい環境をつくり、保護者の孤立を防ぎます。子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」等を活用し積極的に情報提供していきます。

② 相談窓口の充実

保護者の様々な悩みに対応できるよう、相談窓口の専門性を高めていきます。また、「相談してよかった」「子育ての不安感が緩和できた」と少しでも感じてもらえるよう、研修等を通じ、相談を受ける側のスキルも高めていきます。また、相談内容に応じて、困難を抱える家庭には、専門的な知見からの支援ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。

就学前教育においては、全公立園に「子育て専門相談員」を配置し、保護者の方をはじめ、未就園児や地域の方の相談にも応じており、今後も継続して相談体制を整えていきます。

③ 乳幼児の支援を担う「子育てコンシェルジュ」の周知と充実

「子育てコンシェルジュ」は、妊娠・出産・子育てを応援する乳幼児と母親の身近な相談窓口として、地区担当保健師がいつでも気軽に相談に応じています。母子手帳の交付時に名刺を渡すなど、妊娠中や子育て中の悩みを相談できる最初の相談先として周知に努めていきます。

また、関係機関（医療機関、地域子育て支援センター、ハッピー子育て事業所、産後ケア事業所等）と情報共有の機会を増やし、連携を図りながら、必要に応じて関係機関につなぎ、継続的にサポートできるように、体制を充実させていきます。

（２）児童虐待の発生予防と早期発見

国では、児童福祉法及び児童虐待防止法を制定し子どもを守る施策の充実を図ってきました。しかし、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、子どもの命が奪われる痛ましい事例も発生しています。

こうした状況から、国は、平成 28 年の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区への児童相談所の設置の推進を位置づけました。平成 30 年 12 月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、さらなる児童虐待対策の抜本的強化を図るため、親権者による体罰の禁止や児童虐待の発生予防・早期発見について推進していくこととなりました。

子どもの命や人権が尊重されるよう、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発活動を継続して行います。また、児童虐待の早期発見、早期対応とともに、虐待を受けた子どもの心のケアなど、総合的・効果的に支援が行えるよう、関係機関や施設と連携し、ネットワーク体制の強化・充実を図ります。

支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を行うためには、母子保健施策と福祉施策が連携して対応する必要があります。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備や特別な支援を必要とする家庭への支援体制整備（子ども家庭総合支援拠点）を図るとともに、「長浜市要保護児童及びＤＶ被害者対策地域協議会」の構成団体をはじめとする「長浜市の子どもを守るネットワーク体制」の充実と、各種子育て支援に関わる機関との連携の強化を図ります。

（３）様々な子育て家庭に対する支援の充実

① ひとり親家庭への支援

国では、平成 25 年から施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や、平成 26 年に改正施行された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等に基づき、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援、サポート体制の充実等を行い、総合的にひとり親家庭等の自立支援施策を切れ目なく推進することを求めています。

本市では、ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当の給付や各種補助金の交付を行うとともに、母子・父子自立支援員を子育て支援課に配置し、就労相談、福祉資金の貸付、その他生活全般の相談を行っています。また、窓口に来られた方などに対して、同じ悩みを抱える人との交流や相談の場について紹介していきます。

② 発達に課題のある子どもや家庭への支援

平成 28 年の児童福祉法の改正により、本市では「障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと」を目的として、障害児福祉計画を含む「長浜市しょうがい福祉プラン」を平成 30 年３月に策定しました。

支援が必要と思われる子どもを早期に発見し、適切な支援ができるよう、関係者間で積極的な情報共有を図ります。具体的には、「相談支援ファイル」の作成と活用を進め、発達に課題のある子どもの将来を見据え、切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。

③ 日本語によるコミュニケーションが困難な子どもや家庭への支援

国際化の進展に伴い、外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国とつながる子どもの増加が見込まれることから、円滑に教育・保育事業を利用することができるよう、庁内の連携を図りながら、適切な支援が必要となっています。

本市は外国人市民の割合が高いことから、就学前教育･保育施設等に通訳者を配置するなど、引き続き、様々な手法で外国語対応を行います。また、発達に課題のある子どものなかにも、外国人の子どもや保護者が一定数いることから、相談しやすい、わかりやすい相談支援体制のあり方についても検討を進めます。

市職員は応対時等に市作成の「やさしい日本語パンフレット」に基づく言葉を使用することを心がけ、必要に応じて他課や専門機関とも連携しながら、スムーズなサービス・情報の提供に努めます。また、子育て支援情報に関わるホームページ等の多言語化を進めます。

④ 経済的に困難な家庭等への支援

本市では、ひとり親家庭の親と子に対し、福祉医療費の助成や児童扶養手当の支給などを行っています。経済的に困難を抱える家庭は孤立しがちであることからも、制度の狭間にいる人や困りごとを抱えている人が気軽に相談できるよう包括的な支援体制を整えていきます。

重点施策２　成果の指標

項目①：子育てコンシェルジュの認知度の向上

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
70%	80%	90%	100%	100%	100%

項目②：子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」のインストール数

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
3,000 件	3,400 件	3,800 件	4,200 件	4,600 件	5,000 件

※今後、アプリの閲覧数も併せてみていきます。

項目③：その他

現場の課題等を抽出し、課題解決方策を検討します。

※なお、効果的な検証が見込まれると判断される項目は、計画期間中であっても、新たな成果指標として設定することとします。

その他の指標（国と県の数値をみていきます）

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

【直近値】　国：93.7%（H30）　　滋賀県：94.2%（H30）

資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

※参考：長浜市　91.7%（H30）

重点施策３　子どもの育ちを応援する地域づくり

現状と課題

（１）地域の子どもを地域で育てる

全国的に、核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境は大きく変化し、かつてのように家族や地域から得られていた知識や支援が得られにくくなっています。このような環境変化のなか、子どもが笑顔で成長できるよう、また、日々子育てを頑張っている保護者が、孤立したり、不安や悩みを抱え込んでしまったり、あるいは必要以上にプレッシャーなどを感じてしまうことがないよう、気軽に周囲の人々に頼ったり、相談したりできる環境の整備が求められています。

本市においても、近年、地域の有志や団体、あるいは民間事業者など様々な主体による「子ども食堂」をはじめとする居場所づくりの取組が活発に行われています。それぞれの地域に住む子どもたちや保護者、高齢者等の地域住民が、分け隔てなく安心して集うことのできる場は、子育て家庭にとって大切な「居場所」となっています。

アンケート調査結果からも、日常的に親族や知人に子どもをみてもらえる子育て家庭の割合が減少しているとともに、子どもの成長について地域に期待する役割として、「子どもや親が安心して過ごせる場所と機会を提供すること」が最も多くなっています。

本市の子どもたちが健やかに育つためには、今後も、行政だけでなく、市民、事業主、地域社会でも子育て支援ができるよう意識を醸成していくとともに、支援の担い手の育成や団体の設立・運営に対して、しっかりと支援していくことが重要です。

【子どもをみてもらえる親族・知人の有無】＜複数回答＞

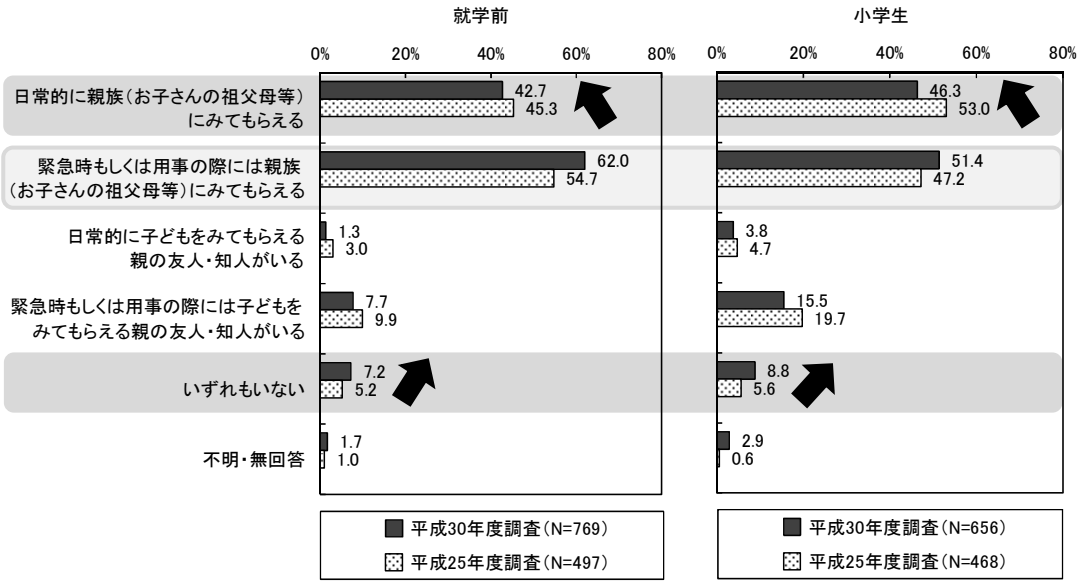

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

【子どもの成長について地域に期待する役割】＜複数回答・３つまで＞

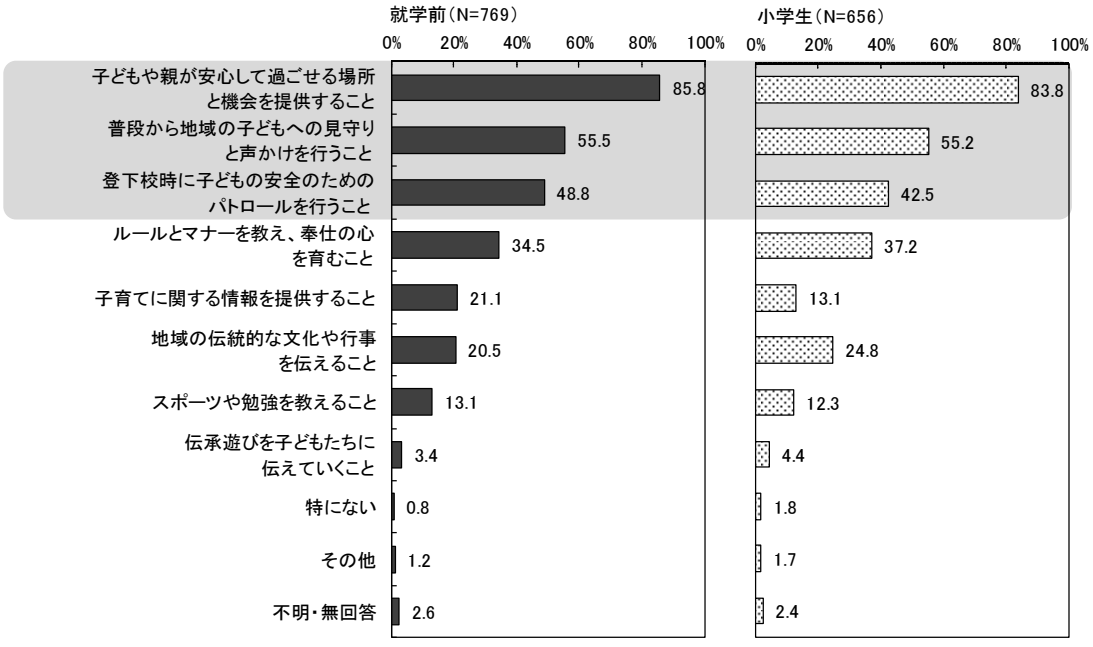

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題解決のための取組

（１）子どもたちが地域で育まれるための居場所づくり

① 多世代が交流できる地域の居場所づくりの支援（放課後子供教室の推進ほか）

地域は、子どもたちが地域の様々な人と関わりながら、多様な価値観を学ぶために欠かせない場所です。子ども同士や多世代の人との交流を通して、様々な出会いや体験の機会を提供することで豊かな人間性や社会性を育んでいきます。

本市では、それぞれの地域において、子どもが幼少期から地域と関わる活動が行われています。そこで得た楽しい経験や思い出を通じ、「長浜市で育ってよかった」という地域への愛着と誇りが醸成され、「自分も長浜市で子育てがしたい」という想いが育まれます。

また、子どものみならず、子育てをきっかけとして、多世代の人々が交流することにより、「長浜市で子育てができてよかった」「地域で子育てを応援することができてよかった」という意識を一人ひとりが持てることで、地域全体の活性化につながります。

現在、地域づくり協議会やまちづくりセンター、自治会等で実施されている活動が、今後も継続、発展できるよう支援を強化します。

② 当事者団体・支援団体等に対する支援等

ひとり親世帯や多子世帯等の当事者団体・支援団体をはじめとするテーマ型の団体の立ち上げや運営に関する相談・支援体制を整備するとともに、同じ悩みや想いを持つ人々が集い、気軽に情報や考え方などを共有することのできる仕組みづくりについて検討していきます。

また、子育て家庭に対してこれらの取組の情報が適切かつ確実に届くよう、インターネットをはじめ、様々な手段を用いて積極的な情報発信を行います。

③ 安全・安心に遊べる公園等の整備・充実

公園等で外遊びをすることは、運動能力の発達の一助となるほか、様々な景色等を五感で受け止め、また、友達とのコミュニケーションによる社会性を獲得する機会となるなど、子どもが成長するうえで欠かせないものです。

特に、身近にある公園は、地域の子どもたちが気軽に行くことができる子どもたちの居場所であり、自由な発想で遊び・体験ができる場所として重要な役割を持っています。

今後、子どもたちが減少していくなか、貴重な体験ができる公園について、地域でしっかり存続できるよう支援を行うとともに、豊公園や浅井文化スポーツ公園といった大規模な公園についても、定期的な点検・整備等により、維持管理を行います。

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

① 企業・事業所への啓発

本市では、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業・事業所のうち、特に先進的な取組を行っている企業に対する「子育て応援表彰」や、企業の採用担当者を対象とした意見交換会の実施、職場復帰しやすい環境づくりに取り組む事例の紹介などを行うことで、子育てと仕事との両立ができるよう、周知・啓発に取り組んでいます。

今後も、多様な働き方、生き方が選択でき、仕事をしながら子育てや介護ができる、仕事と生活の調和に向けた取組を社会全体に広げるため、企業や関係機関と連携し、普及啓発に努めます。

② 子育てと仕事の両立支援

本市では、子育て家庭の子育てと仕事との両立を支援するため、両立支援に関する情報提供や再就職を検討している女性を対象としたセミナーやワークショップ、企業見学ツアー等を実施しています。また、就業支援のみならず、起業支援、在宅ワークのスタートアップセミナーの開催など、多様な働き方の支援を行っています。

今後は、より一層各家庭の事情や状況に合った両立支援のあり方を検討するため、関係団体や事業所等と連携するとともに、両立支援に関する事業の情報発信の強化に努めます。

③ 「長浜子育て憲章」の普及啓発

本市の「長浜子育て憲章」で掲げられているように、保護者をはじめとするおとなは、子どもを守る立場であるだけでなく、子どもたちが育っていくうえで、鑑となる存在でもあります。おとな自身が誠実に生きること、子どもに対しても敬意を持って接すること、自然や人々に感謝の心を持って接することなど、普段のおとなの立ち振る舞いが、そのまま子どもに影響を与えます。

今後、様々な機会を通じ、「長浜子育て憲章」の普及啓発に努めます。

重点施策３　成果の指標

項目①：子育て支援関連団体の登録数

令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
57 件	59 件	61 件	63 件	65 件	67 件

項目②：その他

アンケート等を実施し、現場で感じている課題等を抽出し、課題解決方策を検討します。

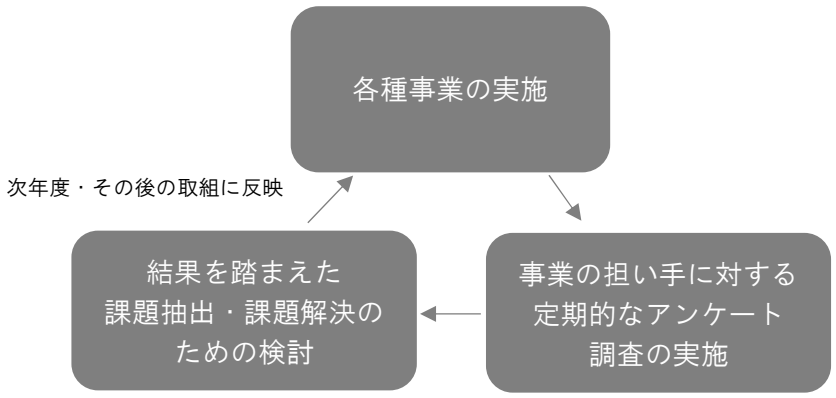

※なお、効果的な検証が見込まれると判断される項目は、計画期間中であっても、新たな成果指標として設定することとします。

基本目標１　家庭における子育てへの支援

（１）子育て支援サービスの充実

施策の方向性

子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援施設（センター）、保育所、幼稚園等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

① 地域における子育て支援サービスの充実

No.	取組名	内容	担当課
1	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）事業	未就園児親子対象のひろばや子育て情報提供、相談の実施等、在宅親子の子育て支援を充実し、地域に出向いた事業を行うことで、すべての子育て家庭の支援に努めます。	子育て支援課
2	公立園における子育て応援体制の確立	全公立園において、「子育て専門相談員」の配置を行い、保護者の方をはじめ、地域の子育て世帯を対象に、子育ての負担に対する相談機能を設けていきます。	幼児課
3	子育てリフレッシュ事業	地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを目的とした未就園児の一時預かりを実施します。	子育て支援課
4	ながはま・ファミリー・サポート・センターの運営	事業内容等の周知を図り、利用を促進します。また、利用者のニーズに応じたサービス内容の充実を図るとともに、その運営方法について検討します。	子育て支援課
5	自治会・地域づくり協議会・各種団体の自主的な子育て支援事業	親と子だけでなく多世代が交流できる居場所づくりのため、自治会・地域づくり協議会・ＮＰＯ法人・各種団体等が協働して開催できるよう働きかけていきます。	市民活躍課 子育て支援課 関係各課
6	講演会等での託児サービス	子育て中の保護者が、講演会等の生涯学習、イベント等に気軽に参加できるよう、講演会の開催に合わせた託児を実施します。	子育て支援課 関係各課
7	未就園児の交流の場の開催	幼稚園、保育所、認定こども園等において、未就園の幼児とその保護者を対象とした交流、子育ての相談の場である未就園児広場等を開催します。	幼児課
8	異年齢児交流	幼稚園、保育所、認定こども園等において、就園前の幼児に保育所を開放し、異年齢児との交流を行います。同時に、子育て相談を実施します。	幼児課

（２）母子保健及び小児医療体制の充実

施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供します。また、夜間や休日の小児医療救急体制への支援を行い、小児医療の充実に努めるとともに、疾病やしょうがいの早期発見に取り組んでいきます。

① 子どもや母親の健康の確保

No.	取組名	内容	担当課
1	妊婦健康診査受診券の発行	妊娠中に必要な健康診査（14 回）や血液検査、超音波検査、がん検診等についての受診券を発行し、妊婦健康診査の一部助成を実施します。	健康推進課
2	新生児・妊産婦訪問指導	積極的に新生児・妊産婦を訪問し、異常または疾病の早期発見、育児の指導・助言や産婦のメンタル面の相談の充実に努めます。	健康推進課
3	妊産婦への不安解消に向けた取組	妊娠期から産後まで、産科医療機関等と連携しながら、切れ目のない支援及び情報提供を行います。また、必要に応じて産後ケア事業の紹介を行います。	健康推進課
4	乳幼児健診	毎月４か月、10 か月、１歳８か月、２歳８か月、３歳８か月健診を実施し、疾病等の早期発見や育児相談、歯科健診を行います。また、健診の際に、子育てに不安や悩みを抱える家庭の把握に努め、関係部署と協力して継続的な見守り・支援に結びつけていきます。	健康推進課
5	訪問指導	不安の高い保護者や発達経過をみる必要のある乳幼児の保護者に対し、訪問して育児指導、助言を行います。また、乳幼児健診の未受診者に対し、訪問等により発育の様子確認、育児指導を行います。	健康推進課
6	そだちっこ広場	妊婦や乳幼児の保護者を対象に相談日を設け、保健師等各種専門職による相談を行い、多様化する子育ての相談に対応するとともに、気軽に相談ができるよう努めます。	健康推進課
7	予防接種機会及び情報提供	予防接種がより受けやすくなるよう、接種機会の充実に努めるとともに、健診、各教室等の機会を活用し、感染症、予防接種についての知識の普及と接種勧奨を行います。	健康推進課
8	母子栄養管理事業	乳幼児健診、離乳食教室、そだちっこ広場、乳幼児相談、子育て支援センターでの出前講座等に出向き、実物やフードモデルを使いながら、乳幼児期の食事に関する相談が気軽にできるよう努めます。	健康推進課
9	歯科保健対策	乳幼児健康診査や健康教育、親子でいい歯コンクールなど各種事業や、「お茶でバイバイ！むし歯菌」の推進等を通じて、むし歯予防についての知識の普及啓発に努めます。	健康推進課
10	健康教育	地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、保育所・幼稚園等からの健康教育の依頼に対し、開催場所に出向いて健康教育を実施します。	健康推進課

No.	取組名	内容	担当課
11	外国人市民への保健指導	多言語に対応した母子手帳の交付、外国語パンフレットの作成、通訳者の確保により、在住の外国人市民へのきめ細やかな保健指導とその理解の促進を図ります。	健康推進課
12	発達相談	乳幼児健診等を通じて発達に課題がある児童を早期に発見し、発達検査や保護者への助言を行い、必要に応じて医療機関等専門機関を紹介することで、児童の健やかな発達を促していきます。	健康推進課
13	親子教室	乳幼児相談や発達相談等を通して発達や養育に課題があると思われる未就園の乳幼児と保護者に対し、親子遊びの紹介や育児相談を実施し、児童の健やかな育ちと保護者の子育てを応援していきます。	健康推進課
14	思春期相談	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラー、臨床心理士、医療機関等と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	教育センター

② 「食育」の推進

No.	取組名	内容	担当課
1	学校における食育	学校給食を通じて、子どもたちが栄養や食の安全性、食物アレルギー等について正しい知識と望ましい食習慣を身につける力を養います。また、農業体験等を通じて、食に関わる人や地域の食材に対する関心や感謝の心を育むとともに、家族の共食を通じた食育を推進します。	すこやか教育推進課
2	就学前教育・保育における食育	地域の食文化やそれに携わる人のことや、食べ物を大切にすることを学ぶことで、食育の充実を図ります。幼稚園、保育所、認定こども園等と保護者が協力して、栄養バランス、適塩、規則正しい食事等、よりよい食習慣づくりを進めます。	幼児課
3	食に関する学習機会	農林水産物の生産から調理、食品の摂取に至るまでの食に関する理解を深めるため、給食献立表や学校給食の試食会等を活用し、様々な体験・学習機会の充実を図ります。	すこやか教育推進課 農業振興課
4	妊娠期・乳幼児期における食育	乳幼児健診・相談において、妊産婦と乳幼児に対し、発達段階に応じた栄養・食生活についての指導を行います。	健康推進課

③ 小児医療等の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	湖北地域小児救急医療支援	湖北管内における病院の夜間、休日の小児医療救急体制を支援します。	地域医療課
2	不妊治療に対する情報の収集・提供	不妊治療に関する情報の収集に努めるとともに、すこやか出産支援事業の啓発や情報提供に努めます。	健康推進課

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向性

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発に努めます。また、企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立のための雇用環境や就労条件を整備する取組を支援します。

① 仕事と家庭の両立の推進

No.	取組名	内容	担当課
1	男女共同参画の視点での啓発活動	男女共同参画の視点でのワーク・ライフ・バランスの啓発を進め、子育て支援につなげます。また、学校において、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発を進めます。	人権施策推進課 教育指導課
2	事業所等への子育て支援に関する啓発	子育て世代が働きやすい職場づくりが促進されるよう、関係機関と協力して啓発活動を進め、子育て支援につなげます。	商工振興課 人権施策推進課
3	事業所への各種助成制度のＰＲ	関係機関と協力し、事業主に対して各種助成制度のＰＲを行います。	商工振興課
4	民間活力を生かした就学前教育・保育	事業所内保育施設の設置・増築等に対する助成金や運営補助金等をＰＲし、事業所内の保育施設の整備を促進します。また、事業所内保育所等へ研修等の情報提供を行います。	商工振興課 幼児課

基本目標２　子どもの健やかな発達を促す教育・保育の提供

（１）保育サービスの充実

施策の方向性

子ども・子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、保育所の待機児童の解消を図るため、サービスの提供体制を整備していきます。また、多様化する保護者の働き方に対応できるよう、地域の特性に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

① 多様な保育サービスの充実

No.	取組名	内容	担当課
1	一時預かり事業	様々な事由により一時的に家庭での育児が困難な場合に子どもを保育所等に預けることができる一時保育の充実を図ります。	幼児課
2	しょうがい児保育	しょうがいの有無に関わらず、同じ集団のなかでの保育を受けることで、しょうがいのある児童の発達の促進を図ります。	幼児課
3	子育てリフレッシュ事業（再掲）	地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを目的とした未就園児の一時預かりを実施します。	子育て支援課
4	病児・病後児保育	病児・病後児保育実施事業者への運営支援を行います。	幼児課

② 保育サービス等の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	保育所等の整備	民間活力の導入を促進しながら保育所等の整備を進め、待機児童の解消を図ります。	幼児課
2	地域型保育事業	新たな保育の担い手として地域型保育事業の導入を検討します。	幼児課
3	民間保育所への支援	民間保育所の保育サービスの充実のため、補助金等による運営支援を推進します。	幼児課
4	乳児保育・低年齢児保育	乳児保育・低年齢児保育実施事業者への運営支援及び園における受け入れ体制整備のため、保育士等の確保に努めます。	幼児課
5	家庭支援推進保育	保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し保育士の加配を行い、入所児童の処遇の向上を継続して行います。	幼児課
6	放課後児童クラブの運営	開設場所を確保し、待機児童の解消に努めるとともに運営方法の見直しと内容の充実に努めます。また、民間等への委託及びその支援を行います。	子育て支援課

No.	取組名	内容	担当課
7	ボランティア講師の活用	地域の人材を活用するなどにより、内容の充実を図ります。	子育て支援課
8	放課後児童支援員の確保とスキルの向上	活動内容の充実のため、また、しょうがいのある児童の受け入れ等に対応できるよう、支援員の増員や研修等による指導力の向上等、支援員体制の充実を図ります。	子育て支援課
9	保育士等の確保	保育の受け入れ体制確保のため、保育士等の確保対策を進めます。	幼児課

（２）就学前教育等の充実

施策の方向性

園舎等の整備を計画的に進めるとともに、幼稚園教諭・保育士の確保と資質の向上に努め、乳幼児期の教育の充実を図ります。また、小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携・交流事業を推進します。

① 就学前教育の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	保育所等の施設整備	老朽度等を勘案し、計画的に整備を進めます。	教育総務課 幼児課
2	ブックスタート事業	絵本の楽しさを伝え、乳児の言葉と心の発達や親子関係づくりに役立つことを伝えるブックスタートを実施するとともに、そのフォローアップ事業を行います。	生涯学習文化課 健康推進課
3	絵本の読み聞かせ講座などの開催	就学前児童に関わる人を対象とした絵本の読み聞かせ講座の開催や絵本についての情報提供を行います。また、言葉を大切にするまちづくり推進協議会の運営を行い、読み聞かせグループの連携と研修を行います。	生涯学習文化課
4	体験型保育活動・心を育む教育	自然とふれあう、地域との交流等体験型保育活動の充実を図るとともに、絵本の読み聞かせ等を通して乳幼児の心を育む教育の充実を図ります。	幼児課
5	園独自の取組	学びや学習意欲の基盤づくりをめざした園独自の取組を行います。	幼児課
6	地域に開かれた園づくり	未就園の乳幼児がいる家庭の子育て相談や、地域交流等、地域に開かれた園づくりを推進します。また、地域を代表する評議員の方とともに地域に開かれた園づくりを進めていきます。	幼児課
7	保護者同士の交流、保護者と園との連携	子育て支援の観点から、保護者同士が交流する機会の提供に努めます。	幼児課 子育て支援課
8	教育・保育の一体的な取組	幼稚園、保育所、認定こども園等において、就学前カリキュラムに基づく教育・保育の一体的な取組の充実を図ります。	幼児課
9	保育士等の資質向上のための研修機会	保育指導力の向上及び特別支援教育への対応のための研修、人権研修等各種研修への参加、勉強会の開催等を行うことにより、職員のレベルアップを図っていきます。	教育指導課 幼児課

No.	取組名	内容	担当課
10	就学前児童における体験的な福祉活動	子どもたちの思いやりの心を醸成するため、ごみ拾い等の清掃活動やあいさつ運動を実施していきます。また、福祉施設、社会福祉協議会等の協力を得ながら、福祉施設等へ訪問し入所者との交流を実施していくほか、地域の方を講師として招くなど、より身近な地域へ目を向けていきます。	幼児課

（３）学校教育の充実

施策の方向性

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化に努めていきます。

① 教育環境の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	ＩＣＴを活用した教育	子どもたちの確かな学力の向上を図るため、学校のＩＣＴ環境を整備し、ＩＣＴを活用した新たな学びを推進します。	教育指導課
2	学校運営協議会を軸とした地域との協働活動	学校運営に関し、地域と協働した活動ができるよう、学校運営協議会の推進を図ります。また、学校と地域の関わりや取組等について、地域住民や保護者等に情報提供していきます。	教育指導課
3	教育施設のバリアフリー化	しょうがいの有無や種別に関わらず、地域の学校で教育が受けられるよう、教育施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
4	子どもの悩みの相談体制	子どもの様々な悩みの相談として、電話相談、面接相談を実施していきます。また、学校、専門医療機関と連携して相談体制の強化を図ります。	教育指導課 子育て支援課
5	図書館の運営	読書を通じて豊かな人間形成や人間関係づくりにつながるよう、乳幼児期のブックスタートから一連の読書に関するサポートを行います。また、学校図書館等と連携し、子どもが読書体験を深めることができるよう、図書館機能の充実を図ります。	生涯学習文化課

② 体験学習・福祉の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	博物館・資料館の体験学習	豊かな人間性や生きる力を育むことを目的に、博物館や資料館が所蔵する本物の歴史資料や民具を使って、「みる・ふれる・感じる」体験学習を実施します。	歴史遺産課
2	体験を重視した教育活動	豊かな人間性や生きる力を育むため、校外での自然体験や職場体験、体験型の森林環境学習等、地域の人々、文化、自然等と関わる体験活動を、地域住民、市内及び近郊の企業、福祉施設等の協力を得ながら積極的に取り入れていきます。	教育指導課 森林田園整備課
3	学校教育における福祉教育	学校教育のなかで福祉を取り上げ、しょうがいのある人、高齢者等への理解を深め、等しく生きる社会の実現の普及に努めます。また、ボランティア活動等を通して、思いやりの心を醸成していきます。	教育指導課

③ しょうがい児教育等の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	特別支援教育	特別な支援を必要とする児童の個々の教育ニーズや二次しょうがい等複雑多様化する課題に対応できるよう、教職員の専門性を高めていきます。	教育指導課 幼児課
2	関係機関との連携	特別支援学校や特別支援学級、小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、保健センター、こども療育センター、家庭児童相談室等関係機関と連携を密にし、児童への効果的な支援に結びつけていきます。	教育指導課 幼児課 しょうがい福祉課 健康推進課

（４）次代の親育成の推進

施策の方向性

次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、性別関係なく家族が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さ等についての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

① 子育ての教育・体験活動の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	学校における性に関する指導	保健体育科等の授業において、外部講師による性に関する正しい知識の普及に努めます。また、命の大切さを伝える授業についても計画的に取り組みます。	すこやか教育推進課
2	放課後児童クラブにおける保育体験	夏休み等長期休業中において、大学生のアルバイトを受け入れます。	子育て支援課
3	乳幼児ふれあい体験	命の尊さや子育ての素晴らしさを感じられるよう、中高生を対象に、ひろば等において乳幼児や親とのふれあいの機会を提供します。	子育て支援課
4	男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担の意識を改め、男女共同参画意識を高めるための教育（学習）・啓発を推進します。	教育指導課 人権施策推進課
5	幼稚園、保育所、認定こども園等での保育体験	幼稚園、保育所、認定こども園等において、中高生を対象とした保育実習体験や交流活動を実施します。	教育指導課 幼児課

② 若者の自立支援

No.	取組名	内容	担当課
1	若者の就労支援	関係機関と協力して、地元大学との連携や合同就職面接会の開催等の各種就活イベントを実施し、支援を行います。	商工振興課
2	企業立地の促進	若い人たちの働く場の確保のため、企業の設備投資の促進と企業間連携を図ります。	商工振興課

基本目標３　すべての子どもの育ちを支える体制の整備

（１）ひとり親家庭等への支援

施策の方向性

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実させます。

① 特に援助を必要とする家庭等への支援

No.	取組名	内容	担当課
1	ひとり親家庭高等職業訓練促進補助事業	就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成訓練機関において修業するひとり親家庭の父親または母親に対し、当該修業期間について高等技能訓練補助金を交付します。	子育て支援課
2	ひとり親家庭自立支援教育訓練補助事業	就労による自立をめざし、就労に有利な資格取得のため教育訓練・講座を受講するひとり親家庭の父親または母親に対して、自立支援教育訓練補助金を交付します。	子育て支援課
3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が高卒認定試験の合格をめざす場合において、給付金を支給します。	子育て支援課
4	「母子・父子自立支援員」の配置	母子父子・寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため、「母子・父子自立支援員」を配置します。	子育て支援課
5	市営住宅における多子世帯等の入居選考時の配慮	市営住宅の入居選考時に、母子世帯のほかに多子世帯についても考慮します。	建築住宅課

（２）しょうがい児とその家庭への支援

施策の方向性

しょうがいのある児童の健全な発達を支援し、豊かな地域生活や学校生活を送ることができるよう、地域子育て支援センターを中心に、児童相談所や幼稚園、保育所、認定こども園その他関係機関等との連携を強化し、情報を共有しながら、個々の発達の状況に応じた切れ目のない支援を行っていきます。

① 療育・保育の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	地域療育事業	心身の発達に遅れのある児童に対し、児童発達支援センター及びこども療育センターにおいて、日常生活基本的動作、適応訓練等の療育を行うとともに、関係機関と連携して支援の充実を図ります。また、センター職員が保育所等に出向く保育所等訪問支援を行います。	しょうがい福祉課
2	休暇期間中の生活支援	日中一時支援を利用いただき、他の利用者との交流や創作活動を行うため、必要な方への支給を決定します。	しょうがい福祉課
3	しょうがいのある児童の地域活動に対する支援	しょうがいのある児童に対し、学校や家庭以外の地域に活動の場を確保し、社会的体験活動やスポーツ活動、生活習慣の維持を支援することで、しょうがいのある児童の地域活動を促進します。	しょうがい福祉課
4	発達支援事業	関係機関の職員が特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深め業務をスムーズに行えるよう、要請に応じて専門員を派遣し、支援を行います。	しょうがい福祉課
5	しょうがいのある児童の幼稚園、保育所、認定こども園等への受け入れ体制の整備	しょうがいのある児童の幼稚園、保育所、認定こども園等への受け入れ体制を整備します。	教育総務課 幼児課
6	放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備	しょうがいや発達に遅れのある児童について、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整えるため、職員の増員や研修、施設の確保、教職員との連携を図ります。	子育て支援課
7	発達支援システムの構築	しょうがいの種類や程度、発達段階に応じて、出生から就労等の個人のライフサイクルに合わせて一貫した支援が受けられるように検討、推進していきます。また、相談支援ファイルの活用を推進します。	しょうがい福祉課
8	相談事業	サービスの利用援助、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等、しょうがい児（者）の総合的な相談・生活支援の充実を図ります。	しょうがい福祉課
9	重度しょうがい児の地域生活支援	医療的ケアの必要な重度のしょうがいのある児童が地域で安心して生活できるよう、医療ケア対応のできる通所施設の確保に努めます。また、重症心身しょうがい者の生活介護事業を実施する「えがお」に対し、引き続き補助を行います。	しょうがい福祉課
10	しょうがいのある児童の生活・地域活動に対する支援	しょうがい福祉サービスの必要な児童への支給を検討し、必要に応じ支給します。	しょうがい福祉課

（３）子育て家庭への経済的支援

施策の方向性

経済的に困窮し、支援を必要としている家庭に対し、各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援等、側面的な支援の充実を図ります。

① 経済的支援の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	在宅重度心身しょうがい児衛生材料支給事業	常時紙オムツ等を必要とする在宅の重度しょうがいのある児童に対して、衛生材料を支給します。	しょうがい福祉課
2	しょうがいのある児童の生活に対する支援	しょうがいのある機能を補って生活を容易にする用具（補装具）の交付･修理、日常生活の便宜を図る用具（日常生活用具）の給付を行います。	しょうがい福祉課
3	不妊治療費の助成	不妊症または不育症に悩んでいる夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的な負担の軽減を図ります。	健康推進課
4	妊婦健康診査費用の助成	妊娠中に必要な健康診査が受けられるよう、妊婦健康診査費用を助成し、経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠出産ができる環境を整えます。	健康推進課
5	助産施設入所	経済的理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設を利用した安全な出産を図ります。	子育て支援課
6	児童手当の支給	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当の周知を図るとともに、支給を行います。	子育て支援課
7	医療費の助成	乳幼児のほか、ひとり親家庭や重度心身しょうがい児（者）に対し、医療費を助成します。	保険医療課
8	小中学生の入院医療費の助成	小中学生の入院療養費を助成します。	保険医療課
9	市民で支える小学校給食費補助	小学校の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちの健やかな成長を市民全体で支えます。	すこやか教育推進課
10	多子世帯負担軽減施策の副食費への適用と拡充	国の無償化制度の対象にあたらない世帯に対し、保育料軽減施策を引き続き実施するとともに、実費負担となる副食費についても対象者を拡大したうえで軽減施策を適用し、多子世帯の負担軽減を図ります。	幼児課
11	就学援助費及び入学前応援金の給付	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助費等を給付します。	すこやか教育推進課

（４）困難を抱える家庭等への支援の充実

施策の方向性

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門性の高い相談や深刻な相談にも対応できる相談体制の充実を図ります。また、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、子育て支援施設、民間施設や店舗等、あらゆる機会や場所を活用するとともに、ホームページや専用アプリ、メール配信等も活用し、常に新しい情報を発信していきます。

① 相談体制・情報提供の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	学校等における相談事業	相談や関係機関との連携を進めるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが効果的に活用されるよう配置、派遣を行います。また、学校が専門家からアドバイスを受けることができる仕組みの整備を進めます。	教育指導課
2	発達に課題のある子どもに関する相談事業	サービスの利用援助、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等、しょうがい児（者）の総合的な相談・生活支援を地域で支えるしょうがい児（者）生活支援の充実を図ります。	しょうがい福祉課
3	人権相談ネットワークの維持と活用	各種相談窓口の周知・案内を進め、相談内容に応じて、セーフティネットワークを活用し、適切な専門機関へつなぎます。	人権施策推進課
4	専門性の高い相談支援	子育て、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、発達等に関する相談に対応するため、専門性を高め、より質の高い相談体制を整備するとともに、利用しやすい工夫をしていきます。	子育て支援課
5	関係機関との連携	子ども家庭相談センター、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑多様化する相談に対応していきます。	健康推進課 子育て支援課
6	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）における相談支援	未就園児の保護者等に対し、子育てに関する相談や情報提供を行います。	子育て支援課
7	子育て情報の提供	子育て情報を必要としている人に、適切なタイミングで情報提供ができるよう、子育て応援アプリやホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行います。	子育て支援課
8	養育支援訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、関係機関との連携のもと、育児・家事の援助や技術指導等適切な育児相談支援を行います。	子育て支援課
9	相談体制の整備	早期に問題を発見し、適切な支援に結びつけるため、各部署において早期対応に努めるとともに、関係部署との連携強化を図ります。また、子育てコンシェルジュを地区ごとに配置し、妊娠期から出産・乳幼児の子育て期まで切れ目のない支援を行うことにより、身近で利用しやすい相談体制の充実に努めます。	教育指導課 幼児課 健康推進課 子育て支援課

No.	取組名	内容	担当課
10	関係機関との連携	児童虐待の防止には組織的な対応が必要であることから、家庭児童相談室が調整する要保護児童及びＤＶ被害者対策地域協議会による支援内容の協議を行い、適切な方向づけと改善につなげられるよう支援を行います。	教育指導課 健康推進課 子育て支援課
11	児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボンキャンペーン）	児童虐待の現状を広く住民に周知するとともに、オレンジリボンキャンペーン等の啓発活動により、社会全体で児童虐待を防止する機運を高めます。	子育て支援課
12	子ども家庭相談センターとの連携強化	子ども家庭相談センターとの連携を図り、被害児童に対して専門家によるカウンセリング等の支援を行うとともに、保護者等への支援も行います。	子育て支援課
13	子育て短期支援事業	保護者の育児疲れ、育児不安等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、里親、主任児童委員、保育士・保健師・教員・児童指導員等の有資格者が一定期間、養育・保護する支援を行います。	子育て支援課
14	広報・啓発	リーフレット、広報紙、講演会等、様々な媒体、機会を通して、子どもの人権に関する意識啓発に努めます。また、「子どもの権利条約」の理念の普及啓発に努めます。	人権施策推進課 子育て支援課
15	子どもの人権に関する学習機会	子どもの人権についての理解と認識を高めるため、子どもの人権に関する学習機会を提供します。	人権施策推進課 子育て支援課
16	子どもへの暴力防止の普及啓発	虐待、性暴力等から子ども自身が身を守るための手法について学習する機会の導入を幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において検討します。また、支援機関についての周知を行います。保護者や子どもに関わるおとなに対し、虐待が許されるものではないことを啓発します。	教育指導課 幼児課 子育て支援課
17	児童虐待の早期発見体制	保健センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等、子どもと直接関わる場面において、児童虐待の早期発見ができるよう、職員の研修会への派遣、勉強会の開催等を行います。また、虐待ケースへの対応や支援について、具体的な方策を学ぶ機会を設けます。	教育指導課 幼児課 健康推進課
18	外国人市民への保健指導	多言語に対応した母子手帳の交付、外国語パンフレットの作成、通訳者の確保により、在住の外国人市民へのきめ細やかな保健指導とその理解の促進を図ります。	健康推進課
19	外国語版子育て情報の発信	日本語によるコミュニケーションが困難な外国人市民の子育てを支援するため、外国語版による情報発信を行います。	子育て支援課

基本目標４　子どもの育ちを支える地域環境の整備

（１）地域の子育て力・教育力の向上

施策の方向性

地域子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、地域の団体やボランティアの活動を支援し、様々な地域資源を活用しながら、継続的・効果的な人材育成を推進し、地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

① 家庭教育力の向上支援

No.	取組名	内容	担当課
1	子育て講演会・教室・子育て学習講座	家庭教育力の向上を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、まちづくりセンター、民間児童館、地域子育て支援センター、小学校及び中学校を通じて、子育て講演会・教室等を開催します。	幼児課 生涯学習文化課 子育て支援課
2	まちづくりセンター活動	まちづくりセンター活動の一環として子育て講座を開催します。また、地域に身近な子育て講座の内容の充実を図ります。	生涯学習文化課 子育て支援課
3	家庭教育支援	家庭教育に関する研修会の内容の充実と参加しやすい環境づくりを進め、参加を促進します。また、家庭教育支援チームによる情報提供や子育て支援を行うことで、子育てに関する悩みの解消を図り、家庭教育力の向上に努めます。	幼児課 生涯学習文化課 子育て支援課
4	親の教育力を高める学習機会の提供	若い世代、特に父親にとって参考となる子育て講座等学習機会を創出し、提供を行います。	人権施策推進課 健康推進課 子育て支援課
5	親の教育力を高めるための情報提供	乳幼児健診、「そだちっこ広場」、「離乳食のおはなしタイム」、健康教育等において子育てに関する情報提供や相談対応を行うことで、親の教育力の向上に努めます。	健康推進課

② 地域活動を支える人材の育成

No.	取組名	内容	担当課
1	子育てサポーターの育成	子育てサポーター養成講座を開催し、子育てサポーターとして活躍できる人材を育成し、子育て家庭に対する地域ぐるみでの支援体制の充実を図ります。	生涯学習文化課
2	リーダー育成事業	地域の中学生、高校生、大学生自らが後輩リーダーを育成するため、事業の企画立案をし、自ら率先して次のリーダーを育成するための事業を行います。	生涯学習文化課

（２）親と子の居場所と交流の場の充実

施策の方向性

地域のなかで安心して子どもが過ごすことができる場、子ども同士が交流することができる場、また、豊かな体験活動ができる場となるよう、地域の協力を得ながら、子どもたちの自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

① 仲間づくりへの支援

No.	取組名	内容	担当課
1	つどいの広場、子育てサロン	就園前の乳幼児とその親を対象に、子育て不安の解消や子育ての仲間づくりの場として、つどいの広場、子育てサロンの開催を推進するとともに、地域の身近なまちづくりセンターを利用し、子育て支援を行います。	子育て支援課
2	赤ちゃん広場	初めてお母さん、お父さんになった方と赤ちゃんを対象として、子どもの遊び・育ちの場、母親の学びとつどいの場として開催します。	子育て支援課
3	子育てボランティアグループの支援・連携	子育てボランティアが行う活動との連携及び支援を図ることで、地域の子育て支援活動を推進します。	子育て支援課
4	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの実施状況を把握して、仲間づくりが促進されるように、乳幼児健康診査時等に子育てサークルの情報提供等の支援を行います。子育てサークルからの健康教育の依頼に対し、開催場所に出向いて、子育て、栄養、歯科保健等に関する健康教育を実施します。	健康推進課
5	乳幼児サービス	乳幼児とその保護者を対象とした「赤ちゃん向けおはなし会」を行います。また、赤ちゃん連れの人を特に歓迎する時間「赤ちゃんタイム」の実施場所を拡充し、子育て世代が交流できる機会をより多く提供します。	生涯学習文化課

② 地域活動の促進

No.	取組名	内容	担当課
1	子育ての知恵の伝承	地域住民、ボランティアの協力を得ながら、子育て支援活動を通して、子育て不安の解消を図るとともに、子育ての知恵を伝承していきます。	子育て支援課
2	自然にふれる活動・場づくり	湖、川、田畑等豊かな自然にふれる活動を推進し、環境や農業･漁業･みどりについての関心を高めていきます。	環境保全課 農業振興課
3	生涯スポーツの推進	びわこ成蹊スポーツ大学や総合型地域スポーツクラブ、長浜市スポーツ協会等と連携し、幼少期の子どもたちを対象としたイベントの開催や、親子で運動・スポーツに親しむことができる機会の提供を行います。	スポーツ振興課
4	総合型地域スポーツクラブ	子どもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲、健全な生活習慣を育み、体力向上が図られるよう、地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、子どもたちの健やかな体づくりを支援します。	スポーツ振興課
5	スポーツ活動団体の育成・支援	令和６年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の県内開催に向け、市内のスポーツ関係団体や人材の育成・支援を図ります。また、スポーツ少年団への加入促進や活動の支援を行うことで、子どもたちがスポーツを通じて交流を深める機会を提供します。	スポーツ振興課
6	指導者の養成	スポーツ関係団体が主催する指導者研修会等により、スポーツ指導者の確保及び指導力の向上を図ります。また、長浜市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子どもたちの競技力向上に努めます。	スポーツ振興課
7	文化・芸術に接する機会の提供	子どもの頃から様々な質の高い文化・芸術に接することができるよう、小中学校へのアウトリーチの他、文化ホールにおいてはミュージカル、演劇等の鑑賞や、伝統芸能にふれる機会を充実します。	生涯学習文化課 教育指導課
8	文化サークルの活動支援	郷土の歴史を学んだり、文化・芸術活動を通して、豊かな心と感受性を育む文化サークルの設立及び活動を支援します。	生涯学習文化課
9	地域との交流促進と伝統文化の伝承	地域の行事に市民が積極的に参加し、貢献するよう、支援します。また、古くから伝わるわらべうた、手遊びうた等の昔遊びを高齢者等地域の方から学ぶ機会を設け、伝統文化を尊重する心を醸成します。	教育指導課 子育て支援課
10	通学合宿	概ね３泊４日を基準として、まちづくりセンター等で集団生活を行いながら、小中学校に通学する事業を実施し、子どもの自立性を養います。	生涯学習文化課
11	子ども学び座事業	小学校等の協力を得ながら、各まちづくりセンターを拠点に地域の特色を生かしたスポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等に取り組み、子どもたちの居場所づくりや生きる力の育成を図ります。	生涯学習文化課
12	子ども会活動の活性化	各子ども会の支部に活動補助を行い、子ども会活動の活性化を推進していきます。	生涯学習文化課
13	長浜曳山まつり等伝統的行事の伝承	地域活動や学校教育を通して、伝統的行事の歴史や風土を子どもたちに伝えていきます。	歴史遺産課

No.	取組名	内容	担当課
14	郷土の歴史にふれる活動	身近な歴史や文化にふれることで、郷土への愛着と誇りが感じられるよう、博物館・資料館において郷土の歴史を学ぶ活動を推進します。	歴史遺産課 関係各課

③ 遊び場等の整備

No.	取組名	内容	担当課
1	公園のあり方についての検討	街区公園等の都市公園の整備及び維持管理について、検討を行います。	都市計画課 子育て支援課 関係各課
2	森林保全等を通じた環境の保全	森林の多面的機能の維持保全のため、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の活用を実施します。	森林整備課 環境保全課
3	遊具点検等の安全確保	遊具等の日常点検及び有資格者による定期点検を実施し、安全の確保に努めます。	建築住宅課 都市計画課 子育て支援課
4	公共施設を活用した児童館機能の整備	子どもたちの心身の健やかな育成を支え、子育て家庭の交流・支援の場となる児童館について、サンサンランドを核として既存公共施設に児童館機能を付加することで、有効活用を図ります。	子育て支援課
5	自然を生かした遊び場の確保	緑道の維持管理にあたっては、動植物の保護や生態系に配慮するよう努めます。また、周囲の環境に配慮した公園の整備等、自然を生かした遊び場等の確保に努めます。	環境保全課 都市計画課 森林整備課
6	公園緑地等の整備	子どもや親子連れが安心して憩い、みどりに親しむことのできる公園・緑地等の適切な管理に努めます。また、安全な公園の整備に向けた取組を行います。	都市計画課
7	地域と一体となった都市公園管理体制の構築	地域住民や自治会、ＮＰＯ、事業者等による清掃美化活動を支援するとともに、行政、地域住民、利用者等が一体となった公園管理体制の構築に努めます。	都市計画課 子育て支援課 関係各課

④ 活動機会の充実

No.	取組名	内容	担当課
1	遊具等の充実	地域子育て支援センターにおける遊具の充実に努めるとともに、自治会・サークル等の自主的な活動を支援するため、おもちゃ等の貸し出し備品の充実を図ります。	子育て支援課
2	地域子育て支援センターの安全・快適な利用促進	乳幼児から小中学生まで幅広い年齢層の利用に配慮しながら、利用時間等の周知を行い、安全で快適な利用を促進します。	子育て支援課
3	子育てキャラバンの実施	地域に出向いて遊びを提供する子育てキャラバンを実施します。	子育て支援課
4	親子向けイベント	主に乳幼児の親子を対象とした各種教室・講座を、身近なまちづくりセンター等において実施します。また、参加しやすい体制の整備に努めます。	生涯学習文化課 子育て支援課

No.	取組名	内容	担当課
5	健全な青少年を育て社会を明るくする市民運動	青少年非行防止・健全育成を目的に、標語・ポスターのコンクールを実施します。また、啓発用チラシを配布、ポスターカレンダーを作成・掲示するとともに、市内大型量販店、各学区内等におけるパトロールを実施します。	教育指導課 生涯学習文化課

（３）住まいを取り巻く良好な環境の確保

施策の方向性

妊産婦、乳幼児連れの方等への子育て支援だけでなく、高齢者、しょうがいのある人等を含めたすべての人が安心して外出できるよう、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化等を進め、暮らしやすい環境づくりに努めていきます。また、子どもや子育て家庭を災害や犯罪、事故等から守るため、災害対策や防犯体制の整備、交通事故対策等に、地域と協力して取り組みます。

① 子どもの安全の確保

No.	取組名	内容	担当課
1	学校・警察連絡制度及び市内校・園緊急連絡網	犯罪、事故の発生状況や多発箇所等、安全確保のために必要な情報を迅速・的確に提供するため、警察と学校等の関係機関の連携を強化します。また、緊急連絡網の訓練を行い、緊急時に備えます。	教育指導課 幼児課
2	各園・学校における交通安全教室	各園･学校が主体となって交通安全教室を開催し、幼児･児童生徒の交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。	すこやか教育推進課 市民活躍課 子育て支援課
3	安全パトロール	「地域安全の日」等に、各種団体との協力により、子どもの視点で通学路や大型商業施設等の安全パトロールを引き続き実施します。	市民活躍課
4	地域の見守り	各園･学校において、警察や関係機関及びＰＴＡ･地域･スクールガードと連携し、危険箇所の点検・見守りや登下校のパトロールを実施していきます。	幼児課 すこやか教育推進課 市民活躍課
5	子ども１１０番の家等の設置促進	子ども１１０番の家等緊急避難場所の設置を促進し、その存在をＰＲすることで犯罪の発生を抑止するとともに、街頭安全指導の実施を促進します。	市民活躍課
6	道路照明灯の整備促進	道路交通の安全上必要となる道路照明灯や犯罪防止・防犯上必要となる防犯灯について設置を行い、交通事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めます。	市民活躍課 道路河川課
7	公営住宅のＤＶ緊急入居	子どもへの虐待や配偶者等からの暴力を防ぐため、必要と判断された場合には、公営住宅への緊急入居を行います。	建築住宅課 子育て支援課
8	有害図書等への対策	コンビニ・書店への立ち入り調査を実施し、有害図書を青少年に販売しないよう働きかけていきます。また、市内に設置されている有害図書回収ボックス（白ポスト）を点検し投函物を回収します。	教育指導課 （青少年センター）

② バリアフリー化の促進

No.	取組名	内容	担当課
1	学校等のバリアフリー化	小中学校等へのしょうがい者対応のエレベーターや車いすトイレの設置、教室の改善等、教育施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課 建築住宅課
2	子育て家庭に配慮した施設情報の提供	乳幼児向けの遊び場や授乳コーナーや子ども連れに配慮されたトイレの設置場所、託児サービスの場所等を示した情報を提供します。	子育て支援課
3	子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備を備える施設を「子育てバリアフリー施設」として認定し、周知を行います。	子育て支援課
4	通学路等の安全対策	長浜市通学路交通安全プログラムに基づき、グリーンベルトの設置等、通学路の安全性の向上を図ります。	道路河川課

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

本市は、平成 22 年の合併により広範な市域を有しており、地域性も異なります。そのため、第１期計画においては、区域を「旧長浜市・旧東浅井郡」と「旧伊香郡」の２圏域として教育・保育提供区域を設定し、それぞれについて需要分析を行い、見込量及び確保方策を定めました。

しかし、本計画策定にあたって、第１期計画の進捗評価及びアンケート調査を実施・分析した結果、子育て家庭の居住区域と、子どもの預け先となる区域が異なる状況が多くみられることが明らかになりました。保護者の職場がある区域で預けたいと考える世帯や、交通利便性の高い区域で預けたいと考える世帯など、そのニーズも多様化していることがうかがえます。

以上を踏まえ、本市としてより柔軟な需給調整を可能とするため、本計画においては市域全体を一区域とし、「就学前教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域として設定します。

ただし、確保方策の設定・検討にあたっては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めるものとします。

2　教育・保育給付認定

平成 27 年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受けることが定められています。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて３つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■　認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
１号	３～５歳　：満３歳以上の小学校入学前の子どもで、２号認定の子ども以外	認定こども園（短時部）、幼稚園
２号	３～５歳　：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園（長時部）、保育所
３号	０～２歳　：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園（長時部）、保育所、地域型保育事業

3　量の見込と提供体制の確保の内容

（１）幼稚園、保育所、認定こども園事業の提供体制の確保の内容

事業概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり教育・保育を実施します。

このほかに、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

今後の方向性

待機児童解消に向けて、民間施設等との連携・協力のもと、増加する見込量に対する提供体制の確保に努めます。保護者のニーズ等に柔軟に対応できるよう、既存の企業主導型保育施設や認可外保育施設とも連携を深め、受け皿として確保していくよう努めます。

また、一人ひとりの子どもを大切にする保育の視点に立ち、様々な状況に応じた受け入れ体制を確保し、細やかな保育を進めます。

① 教育事業【１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	１号認定（認定こども園及び幼稚園）	869 人	785 人	718 人	666 人	616 人
	２号認定＜幼児期の学校教育の利用希望が強い（幼稚園預かり保育の利用）＞	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
特定教育・保育施設【幼稚園、保育所、認定こども園】		909 人	825 人	758 人	706 人	656 人
確認を受けない幼稚園【上記に該当しない】		－	－	－	－	－
提供量合計		909 人	825 人	758 人	706 人	656 人
過不足【（提供量）－（ニーズ量）】		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 保育事業【３号認定（０歳児）】

		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込		311 人	314 人	317 人	320 人	321 人
		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
特定教育・保育施設【幼稚園、保育所、認定こども園】		300 人	303 人	306 人	309 人	310 人
特定地域型保育事業【小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育】		－				
認可外保育施設等	うち企業主導型保育施設の地域枠	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	その他認可外保育施設等	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
提供量合計		**311 人**	**314 人**	**317 人**	**320 人**	**321 人**
過不足【（提供量）－（ニーズ量）】		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③ 保育事業【３号認定（１・２歳児)】

		令和２年度 (2020 年度)	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)
ニーズ量の見込		1,091 人	1, 145 人	1, 220 人	1, 134 人	1, 108 人
		令和２年度 (2020 年度)	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)
特定教育・保育施設 【幼稚園、保育所、認定こども園】		1,056 人	1,110 人	1,185 人	1,099 人	1,073 人
特定地域型保育事業 【小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育】		－	－	－	－	－
認可外保育施設等	うち企業主導型保育施設の地域枠	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	その他認可外保育施設等	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
提供量合計		**1,091 人**	**1,145 人**	**1,220 人**	**1,134 人**	**1,108 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

④ 保育事業【２号認定】

		令和２年度 (2020 年度)	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)
ニーズ量の見込		2, 005 人	1, 940 人	1, 895 人	1, 880 人	1, 855 人
		令和２年度 (2020 年度)	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)
特定教育・保育施設 【幼稚園、保育所、認定こども園】		1, 995 人	1, 930 人	1, 885 人	1, 870 人	1, 845 人
特定地域型保育事業 【小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育】		－	－	－	－	－
認可外保育施設等	うち企業主導型保育施設の地域枠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他認可外保育施設等	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
提供量合計		**2, 005 人**	**1, 940 人**	**1, 895 人**	**1, 880 人**	**1, 855 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

① 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園や保育所等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

今後の方向性

引き続き、保育時間外のニーズに応じながら、時間外保育での対応を確保し、継続的に取り組んでいきます。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	976 人	990 人	1,004 人	1,017 人	1,031 人
実施か所数（確保方策）	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
提供量	**976 人**	**990 人**	**1,004 人**	**1,017 人**	**1,031 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業終了後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間にも実施します。

今後の方向性

待機児童の解消に向けて、民間クラブの参入促進を中心に、支援員の確保対策・学校施設の徹底利用等を行うことで、増加するニーズ量に対する提供体制の確保に努めます。

また、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施していくことを、関係機関との調整のもと検討します。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込（計）	2,422 人	2,606 人	2,737 人	2,835 人	2,912 人
１年生	575 人	601 人	590 人	598 人	611 人
２年生	539 人	597 人	623 人	612 人	620 人
３年生	494 人	519 人	575 人	601 人	590 人
４年生	420 人	443 人	465 人	515 人	538 人
５年生	248 人	284 人	299 人	314 人	348 人
６年生	146 人	162 人	185 人	195 人	205 人
支援単位数（確保方策）	47 単位	51 単位	55 単位	57 単位	59 単位
提供量	**2,350 人**	**2,550 人**	**2,737 人**	**2,835 人**	**2,912 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	72 人	56 人	0 人	0 人	0 人

③ 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

今後の方向性

認可外保育施設の託児等、民間施設での供給体制を維持し、支援体制を確保します。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込（計）	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
ショートステイ	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
トワイライトステイ	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
実施か所数（確保方策）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	**10 人**	**10 人**	**10 人**	**10 人**	**10 人**
過不足【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

④ 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

今後の方向性

利用者の割合も利用希望割合も高いため、引き続き満足度の高い事業を実施していくとともに、利用者が気軽に安心して相談できる場となるよう努めます。

（延べ人）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	99,335 人	97,734 人	97,048 人	94,837 人	92,435 人
実施か所数（確保方策）	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所

⑤ 一時預かり事業【幼稚園型】

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保育の必要性がある児童を対象に実施する事業です。

今後の方向性

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園の預かり保育が一時預かり事業に位置づけられたことから、今後も幼稚園の預かり保育へのニーズの高まりが予測されます。空き教室の活用等を踏まえ、計画期間内でニーズへの対応を検討します。

（延べ人）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	9,080 人	9,086 人	9,095 人	9,104 人	9,114 人
提供量	**9,080 人**	**9,086 人**	**9,095 人**	**9,104 人**	**9,114 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥ 一時預かり事業【幼稚園型を除く】

事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

今後の方向性

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されることから、民間保育所・公立認定こども園・ファミリー・サポート・センター（小学生児童を除く）で確保を図ります。

（延べ人）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	5,823 人	6,057 人	6,351 人	6,703 人	7,063 人
民間保育所・公立認定こども園・ファミリー・サポート・センター	4,298 人	4,532 人	4,826 人	5,178 人	5,538 人
保育ルーム	1,525 人	1,525 人	1,525 人	1,525 人	1,525 人
提供量	**5,823 人**	**6,057 人**	**6,351 人**	**6,703 人**	**7,063 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑦ 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

今後の方向性

今後、ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病児保育及び病後児保育を推進します。

（延べ人）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	230 人	230 人	230 人	230 人	230 人
実施か所数（確保方策）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	**230 人**	**230 人**	**230 人**	**230 人**	**230 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）

事業概要

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを提供会員の自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は小学校６年生までの子どもの保護者です。

今後の方向性

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員の確保方策を検討します。

（延べ人）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	373 人	370 人	366 人	357 人	347 人
低学年（１～３年生）	302 人	299 人	295 人	286 人	276 人
高学年（４～６年生）	71 人	71 人	71 人	71 人	71 人
提供量	**373 人**	**370 人**	**366 人**	**357 人**	**347 人**
過不足 【（提供量）－（ニーズ量）】	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

参考：就学前児童のニーズ量

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量の見込	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人

⑨ 利用者支援事業

事業概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう努めます。

②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

今後の方向性

認定こども園や保育所等への入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行うことができるよう、保健センターにおいて、体制整備を行います。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
実施か所数（確保方策）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑩ 妊婦健康診査

事業概要

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

今後の方向性

今後も引き続き、妊婦健康診査受診票・助成券を配付し、妊婦健康診査費用の一部（14 回分）を助成していきます。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	930 人	920 人	910 人	900 人	890 人
実施体制（確保方策）	実施場所：委託医療機関（委託外は償還払い） 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国の定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

事業概要

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

今後の方向性

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もないなかで子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	823 人	806 人	788 人	771 人	751 人
実施体制（確保方策）	実施場所：自宅 実施機関：健康推進課 委託団体：1 か所				

⑫ 養育支援訪問事業

事業概要

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う訪問介護員の派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

今後の方向性

研修等により職員の相談技術等のさらなる向上を図り、支援体制を充実させていきます。

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
ニーズ量の見込	120 人	115 人	110 人	105 人	100 人
実施体制（確保方策）	①乳児家庭全戸訪問事業や保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡、通告等により対象者を把握。 ②要対協のなかの養育支援専門部会（原則月１回）において、サービス提供検討会議を実施。会議では、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し、決定。 ③この計画に基づいて支援を行い、通常３か月ごとに会議でアセスメントと支援の見直しを行う。 ※サービス提供検討会議において、訪問介護員の派遣による育児・家事援助が必要と決定した場合には、市が委託契約している事業所担当者と協議をして、必要なサービスの提供を行う。				

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

今後の方向性

事業の導入については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

給食費の副食費部分については、保育料と同じく、国の制度を拡充し、市独自の第２子半額、第３子以降無償の取組を継続します。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

「子育て安心プラン実施計画」による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、認定こども園、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設の事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他施設の事業者の連携のあっせんなどを行います。

今後の方向性

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

（３）子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

第６章　計画の推進に向けて

１　推進体制

（１）市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子ども・子育て支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的に子ども・子育て支援に取り組むことが重要です。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りながら、子ども・子育て支援に関する様々な情報提供・情報発信を行います。また、地域における子ども・子育て支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民や地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取組との連携・支援を図ります。

（２）庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取組として、総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的な連携を強化します。

庁内関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

（３）国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図ります。

２　計画の点検・評価

計画の点検・評価については、「長浜市子ども・子育て会議」において、本計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等の点検・評価を毎年度実施します。

また、時代の変化を適切に捉えながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、計画期間の中間年度となる令和４年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、子ども・子育て会議の開催結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

資料編

1 国の動き～子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度～

年度	法律･制度等	内容
H24（2012）	子ども・子育て関連３法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
H25（2013）	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定（都道府県の努力義務）が明記。「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定。（平成 26 年）
H26（2014）	次世代育成支援対策推進法	令和７年３月末までの時限立法に延長。
H27（2015）	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート。（～平成 31 年度）
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに７万人の保育士を確保。（⇒平成 27 年に９万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
H28（2016）	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の５万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに２％相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。（一部平成 29 年４月施行）
H29（2017）	子育て安心プラン	令和２年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80％を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などが掲げられる。
H30（2018）	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和５年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の設置促進。
R元（2019）	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について０～２歳の住民税非課税世帯、３～５歳の全世帯を対象に実施。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正	法律改正（６月）を踏まえて「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定。（11 月）
R2（2020）	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第２期）スタート。（～令和６年度）

2 長浜市子ども・子育て支援事業計画における実績と見込量一覧

（１）幼稚園、保育所、認定こども園事業の量の見込

① 教育事業【１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

	対象事業	対象年齢	単位（年ごと）	実績値					第２期計画の見込量				
				平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
①	**１号認定（認定こども園及び幼稚園）**	３～５歳	人	1,535	1,443	1,285	1,145	1,012	869	785	718	666	616
	２号認定＜幼児期の学校教育の利用希望が強い（幼稚園預かり保育の利用）＞	３～５歳							40	40	40	40	40
	合計								**909**	**825**	**758**	**706**	**656**

② 保育事業【幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等】

	対象事業	対象年齢	単位（年ごと）	実績値					第２期計画の見込量				
				平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
②	**３号認定**	０歳児	人	233	265	258	275	280	311	314	317	320	321
		１・２歳児		824	870	950	944	950	1,091	1,145	1,220	1,134	1,108
	２号認定	３～５歳		1,701	1,742	1,827	1,901	1,990	2,005	1,940	1,895	1,880	1,855

（２） 地域子ども・子育て支援事業の量の見込

	対象事業	対象年齢	単位（年ごと）	実績値					第２期計画の見込量				
				平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
①	**時間外保育事業（延長保育事業）**	０～５歳	人	912	941	939	950	1,020	976	990	1,004	1,017	1,031
②	**放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**	１年生	人	344	391	485	504	519	575	601	590	598	611
		２年生		346	356	416	492	513	539	597	623	612	620
		３年生		283	319	362	396	469	494	519	575	601	590
		４年生		197	267	285	308	367	420	443	465	515	538
		５年生		127	134	186	185	224	248	284	299	314	348
		６年生		44	76	86	134	116	146	162	185	195	205
		合計		**1,341**	**1,543**	**1,820**	**2,019**	**2,208**	**2,422**	**2,606**	**2,737**	**2,835**	**2,912**

	対象事業	対象年齢	単位（年ごと）	実績値					第２期計画の見込量				
				平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
③	**子育て短期支援事業**	0～5歳※1	人	0	0	7	7	7	10	10	10	10	10
④	**地域子育て支援拠点事業**	0～2歳	延べ人	79,471	88,215	93,333	88,885	90,000	99,335	97,734	97,048	94,837	92,435
			か所	7	7	8	8	8	8	8	9	9	9
⑤	**一時預かり事業【幼稚園型】**	3～5歳	延べ人	－	－	－	－	－	9,080	9,086	9,095	9,104	9,114
⑥	**一時預かり事業【幼稚園型を除く】**	**合計**	延べ人	**569**	**5,357**	**6,713**	**5,440**	**7,345**	**5,823**	**6,057**	**6,351**	**6,703**	**7,063**
	民間保育所、公立認定こども園、ファミリー・サポート・センター	0～5歳（未就園＋長期の幼稚園対象）		569	5,357	5,208	3,915	4,215	4,298	4,532	4,826	5,178	5,538
	保育ルーム	0～2歳		－	－	1,505	1,525	3,130	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
	＜参考＞パパママ・リフレッシュ			536	805	2,143	3,471	3,400	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
⑦	**病児・病後児保育事業**	0～5歳※2	延べ人	10	119	223	230	266	230	230	230	230	230
⑧	**ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）**	1～3年生	延べ人	29	304	567	366	405	302	299	295	286	276
		4～6年生		274	160	90	103	100	71	71	71	71	71
		合計		**303**	**464**	**657**	**469**	**505**	**373**	**370**	**366**	**357**	**347**
⑨	**利用者支援事業**	0～5歳 1～6年生	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
⑩	**妊婦健康診査**		人	920	879	903	816	850	930	920	910	900	890
⑪	**乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）**		人	975	900	875	844	840	823	806	788	771	751
⑫	**養育支援訪問事業**		人	138	80	145	91	106	120	115	110	105	100

※１　事業対象年齢は 18 歳まで
※２　事業対象年齢は６年生まで
※令和元（2019）年度の実績値は令和元年 12 月末時点の見込値です。

3 包含する計画と各施策の関係

			次世代育成支援対策推進計画	新・放課後子ども総合プラン	ひとり親家庭自立促進計画	子どもの貧困対策計画
基本目標1 家庭における子育ての支援	（1）子育て支援サービスの充実	① 地域における子育て支援サービスの充実	●		●	●
	（2）母子保健及び小児医療体制の充実	① 子どもや母親の健康の確保	●		●	●
		② 「食育」の推進	●			●
		③ 小児医療等の充実	●			●
	（3）ワーク・ライフ・バランスの推進	① 仕事と家庭の両立の推進	●	●	●	●
基本目標2 子どもの健やかな発達を促す教育・保育の提供	（1）保育サービスの充実	① 多様な保育サービスの充実	●	●	●	●
		② 保育サービス等の充実	●		●	●
	（2）就学前教育等の充実	① 就学前教育の充実	●		●	●
	（3）学校教育の充実	① 教育環境の充実	●			●
		② 体験学習・福祉の充実	●			
		③ しょうがい児教育等の充実	●	●		
	（4）次代の親育成の推進	① 子育ての教育・体験活動の充実	●	●		
		② 若者の自立支援	●			●
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える体制の整備	（1）ひとり親家庭等への支援	① 特に援助を必要とする家庭等への支援	●		●	●
	（2）しょうがい児とその家庭への支援	① 療育・保育の充実	●			
	（3）子育て家庭への経済的支援	① 経済的支援の充実	●		●	●
	（4）困難を抱える家庭等への支援の充実	① 相談体制・情報提供の充実	●		●	●
基本目標4 子どもの育ちを支える地域環境の整備	（1）地域の子育て力・教育力の向上	① 家庭教育力の向上支援	●		●	●
		② 地域活動を支える人材の育成	●	●		●
	（2）親と子の居場所と交流の場の充実	① 仲間づくりへの支援	●			
		② 地域活動の促進	●	●		
		③ 遊び場等の整備	●	●		
		④ 活動機会の充実	●	●		
	（3）住まいを取り巻く良好な環境の確保	① 子どもの安全の確保	●	●		
		② バリアフリー化の促進	●			

4 用語集

あ行

預かり保育

幼稚園（認定こども園短時部）で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のこと。

育児休業制度(育休)

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度のこと。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

NPO(民間非営利組織:Non Profit Organization)

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体のうち、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）によって法人格を取得した団体のこと。団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能。

M字カーブ

日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表した時に描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる 30 歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

延長保育(時間外保育事業)

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため保育所の開設時間を延長し保育する事業。

か行

核家族

夫婦と未婚の子どもで構成された家族のこと。

家庭児童相談

専門の家庭児童相談員が児童の養育等、家庭内の様々な問題についての相談を受け、支援を行うことやその仕組み。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

子育てコンシェルジュ

妊娠期から子育て期にわたり総合的な相談及び支援を行う地区担当保健師のこと。

子育てサロン

子育て中の親同士がふれあい、仲間づくりを行うなかで、子育てを楽しみ、子育ての悩みを相談しあうとともに、子ども同士がふれあう場所をつくることを目的としている。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等に対して、母子保健分野と子育て支援分野の両面から切れ目のない支援を提供する事業。具体的には、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業などがある。

子ども家庭総合支援拠点

地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点のこと。市区町村においては、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３つの法律のこと。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年８月に制定された子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとされている。

子ども・子育て支援法

幼稚園・保育所等の利用料負担や養育支援等を共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。平成 24 年に成立。

子ども食堂

地域のおとなが子どもに無料または低額で食事を提供する取組。2012 年に東京都大田区で始まったとされ、その後、社会福祉法人やＮＰＯ法人などの組織が全国各地で運営に取り組むようになった。貧困家庭の子どもへの支援に限らず、地域の交流の場としての役割を担っている。

子ども110番の家

子どもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇した子どもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などをいう。

さ行

事業所内保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年４月１日から施行されている法律。平成 27 年までの 10 年間の時限立法とされていたが、さらなる強化を図るため、平成 26 年に法律の有効期限が 10 年間延長され、令和７年３月 31 日までとなっている。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満６歳～12 歳までを学齢児童、児童福祉法では、満 18 歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。（児童虐待の防止等に関する法律による分類の定義）

児童厚生施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。児童に健全な遊びを与えて、その健全育成を図る目的で設置された施設で、児童遊園、児童館などがある。

児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として支給される手当。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を支援し、子どもの健やかな成長を目的として支給される手当。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動き。

就業率

15 歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。

少子化

親世代よりも子世代が少なくなること。合計特殊出生率が人口置換水準を下回る状態が続き、子どもの数が減少すること。総人口に占める子どもの人口の割合が低下すること。

ショートステイ

原則７日以内で、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

食育

平成 17 年７月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

人口動態

自然動態と社会動態を合わせた人口の動き。

新生児

生まれたばかりの子。生後四週間ぐらいまでの乳児。初生児。新産児。

総合型地域スポーツクラブ

地域において、子どもからお年寄りまで様々なスポーツを愛好する人々が参加する地域スポーツクラブのこと。生涯スポーツを実現するうえで大きな役割を担う。

た行

待機児童

保護者が保育所等または放課後児童クラブに入所申請し、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等または放課後児童クラブに入所していない子どもを示す。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満３歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の４つがある。

地域子育て支援センター

市町村が保育所などを指定し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

トワイライトステイ

夜間、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

な行

長浜市運動あそびプログラム

運動を体系的に捉え、子どもの発達段階にあわせて無理なく楽しく体を動かすことができるように作成されたプログラム。長野県の松本短期大学名誉教授柳澤秋孝氏が考案された柳沢運動プログラムに基づいている。

長浜市就学前教育カリキュラム

０歳児から６歳児までの発達段階に応じて「育てたい子どもの姿」や「経験させたい内容」を明記し策定したカリキュラム。カリキュラムの内容を基本とし、長浜市内の幼稚園、保育所、認定こども園で保育・教育を実践している。

長浜市の子どもを守るネットワーク体制

「長浜市要保護児童及びＤＶ被害者対策地域協議会」を中心とする、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に資することを目的とした市内外の関係者・関係機関によるネットワークのこと。関係機関はそれぞれの立場から相談支援や啓発活動、訪問事業等を行い虐待防止につなげている。また、医療機関、教育・保育の場面における早期発見と、その後の早期対応に向けた連携の強化に努めている。

長浜市の多子世帯保育料軽減

幼児教育・保育の無償化の対象外となる、住民税課税世帯の０歳から２歳児においても、所得や子どもの年齢制限なく、第２子の保育料を半額、第３子以降を無償化とするもの。

長浜市の副食費の無償化

幼児教育・保育の無償化により、実費徴収となった３歳から５歳児の副食費は、国の制度により、①年収 360 万円未満相当の世帯のすべての子どもについて全額免除②年収 360 万円相当以上の世帯については第３子以降全額免除（年齢制限あり）が定められたが、長浜市では、年収 360 万円相当以上の世帯についても、所得による年齢制限なく第２子半額免除、第３子以降については全額免除とする独自制度により、負担軽減策を推進している。

長浜市保育ルーム

家庭での保育に係る負担を軽減するための保育サービス（の拡充）として、０歳から２歳児で待機児童となった児童が、保育所及び認定こども園長時部への入所が決定するまでの間に利用できる、「一時的な預かり保育」のことをさす。

ながまるキッズ！

長浜市オリジナルの子育て情報発信ツールの名称。アプリ・ホームページ・Facebook にて発信している。行政情報だけでなく、民間からの子育て情報についても発信している。

乳児

児童福祉法では満１歳未満児の者を乳児としている。

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべてのこどもが利用できる」、「０歳から５歳児の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

バリアフリー

しょうがい者や高齢者の生活に不便なしょうがいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電卓や電話のボタンなどにさわればわかる印をつけたりするのがその例。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

副食費

幼稚園、保育所、認定こども園で徴収する給食費は、こはん・パン代（主食費）とおかず・おやつ代（副食費）に分けられる。

ブックスタート

赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。０歳児健診の時などに市区町村自治体が絵本を配布する。1992 年に英国で始まった。

保育所

就労または疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設のこと。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのこと。

放課後子供教室

地区交流センターや小学校施設等を会場として、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦に対し、就労、経済上の問題、子どもの問題その他生活全般の相談・支援を行う。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第３条第３項第２号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は３年間。児童委員は、児童福祉法第 12 条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行

幼児

児童福祉法では、満１歳から小学校に就学するまでの者を幼児としている。

幼児教育・保育の無償化

国の制度により、令和元年 10 月１日以降の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの教育・保育施設や一時預かり事業等の利用料が無償化された。

長浜市の幼児教育・保育の無償化について、詳しくはこちらをご覧ください→

幼稚園

満３歳から就学前の幼児を教育する施設。

ら行

療育

しょうがい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

5 策定経過

開催日	実施内容・審議内容等
平成 30 年度 7 月 17 日	第１回 長浜市子ども・子育て会議 （１）計画策定の着手について
10 月 22 日	第２回 長浜市子ども・子育て会議 （１）第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査について
12 月 12 日～12 月 26 日	アンケート調査の実施
２月 22 日	第３回 長浜市子ども・子育て会議 （１）第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について ① アンケート調査結果について（速報） ② 市民団体等ヒアリング調査について
３月～４月	団体等ヒアリング調査の実施
３月 22 日	第４回 長浜市子ども・子育て会議 （１）第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について ① アンケート調査結果について ② 計画の構成案について （２）その他 ① 団体等ヒアリングの実施状況について ② 第１期長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗について
令和元年度 ５月 22 日	第１回庁内関係課会議
５月 31 日	第１回 長浜市子ども・子育て会議 （１）委員紹介：団体からの推薦で役員の交代があった４名を紹介 （２）長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について （３）第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ① 骨子案全体の構成について ② 骨子案の内容について（事業量・体系案イメージ・重点施策）
７月３日、９日	第２回庁内関係課会議
８月１日、２日、９日	第３回庁内関係課会議
10 月３日	第２回 長浜市子ども・子育て会議 （１）第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ① 第１章、第２章 ② 第３章（基本理念、計画の体系） ③ 第４章（重点施策、基本施策） ④ 第５章（量の見込と確保方策） ⑤ 意見交換
11 月 22 日～12 月 23 日	パブリックコメントの実施
１月 24 日	第３回 長浜市子ども・子育て会議 （１）パブリックコメントの実施結果及び第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画の最終確認について

6 長浜市附属機関設置条例（抜粋）

平成 25 年９月 30 日条例第 27 号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置等）

第２条　市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

２　附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

３　附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（専門委員等）

第３条　附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第４条　附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委員等の守秘義務）

第５条　附属機関の委員（第３条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

別表（第２条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市子ども･子育て会議	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第８条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第１項各号に掲げる事項その他子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15 人以内

7 長浜市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 10 月 1 日規則第 72 号
令和元年 12 月 13 日規則第 80 号

（趣旨）
第１条　この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号）第６条の規定に基づき、長浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。
（委員）
第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
（１） 学識経験を有する者
（２） 関係団体の推薦を受けた者
（３） その他市長が必要と認める者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
４　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、１年を上限として任期を延長することができる。
（会長及び副会長）
第３条　子育て会議に会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
３　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。
２　会長は、会議の議長となる。
３　子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
４　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第５条　子育て会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
（庶務）
第６条　子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。
（補則）
第７条　この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（適用）
２　この規則による改正後の第２条第４項の規定は、施行の日において現に委員である者から適用する。

8 委員名簿

氏　名	所　属	資格区分	備　考
西川　正晃	大学教授 （岐阜聖徳学園大学）	学識経験者	会長
大橋　英子	大学教授 （滋賀文教短期大学）	学識経験者	
井関　真弓	教育委員	学識経験者	副会長
冨岡　弥栄輝	長浜市小中学校長会	関係団体に属する者	
井　経子	長浜市民間保育協議会	関係団体に属する者	平成 31 年 ３月 31 日まで
鎌田　恵	長浜市民間保育協議会		平成 31 年 ４月１日から
曽我　百合子	長浜市幼児教育園長会	関係団体に属する者	平成 31 年 ３月 31 日まで
車戸　利恵	長浜市幼児教育園長会		平成 31 年 ４月１日から
柴田　和哉	長浜市保育園保護者会連絡協議会	関係団体に属する者	平成 31 年 ３月 31 日まで
平山　治郎	長浜市保育園保護者会連絡協議会		平成 31 年 ４月１日から
古池　直子	長浜市ＰＴＡ連絡協議会	関係団体に属する者	平成 31 年 ３月 31 日まで
前田　和規	長浜市ＰＴＡ連絡協議会		平成 31 年 ４月１日から
野田　千代子	長浜市民生委員児童委員協議会	関係団体に属する者	
長　美幸	サンサン母親クラブ	関係団体に属する者	
前田　由香	新江州株式会社	その他市長が認めた者	
吉井　茂人	長浜まちづくり株式会社	その他市長が認めた者	
山路　満子	余呉地域づくり協議会	その他市長が認めた者	
池田　洋	市内で子育て支援事業に取り組まれている企業	その他市長が認めた者	
熊谷　みよ子	市民活動団体（地域で子育て支援事業に取り組まれている団体）	その他市長が認めた者	

第２期長浜市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

発行：長浜市　子育て支援課
〒526-8501
滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
電話：0749-65-6514
ＦＡＸ：0749-64-1767

笑顔で子育てできるまち
子どもの笑顔が広がるまち
長浜